

幕末維新編

一 東門日乗

1 弘道館講師、藩政関与の時代

桜井東門略歴

一七七六年(安永五)十月五日、備前国是里に生まれる。赤松滄洲の養子となり、後、出石藩儒桜井氏を継いだ。桜井東亭に男子なく、その長女に配したものである。東門、名は維温、字は子良、通称良蔵といった。一八〇五年(文化二)七月二十七日、弘道館講師に任ぜられる。ときに三〇歳、『東門日乗』

とは彼の日記である。それを抄記するに当たって、年の()内に彼の年齢を記した。一八五六年(安政三)六月四日に没する。八一歳であった。

(1) 文化十五年(四三歳)

一 正月十二日(仙石左京、桜井良蔵に自宅出講を頼む)

御会初ニ付四ツ時出仕麻上下也、九ツ前始ル、上始一統麻上下、仙石左京殿被為召席ハ惣而旧年通り也、如例孟子御会初相済左京殿退出後、予西ノ御椽側へ

- 下ル、御祝ひ被遊御蓬萊被成下、不相更目出度イト御意有之、御請ハ不相更御会初被為濟恐悅至極存し、御祝ひ御蓬萊頂戴仕難有奉存旨申上退く、御次ニおゐて御酒・御吸物御志たため被成下頂戴、頭取御小納戸へ御礼申上、御側御用人へも御礼申上、左京殿御別席にて、何卒一月一度私宅にて講尺(取)いたしくれ候へ、是ハ拙者罷出御宅ニおゐて承ル筈ニ候へとも、少々含ノ義(儀)有之、家来とも并家族のものへも物かげが拝聴いたさせ度存ルニ付、甚以失礼之御頼仕ル、御繁用ニ御勤之儀御察し申候へとも、何卒御出被下候様ニと御丁寧之御頼ニ付、得と相考候上、御返答可仕旨申退く、
- 二 正月二十四日(良藏、夜咄の名目で左京宅出講を受諾)
- 夕、御年寄衆・御用人会読如例、仙石左京殿はしめ御出席有之、
- 一 左京殿去ル十二日御殿ニおゐて一月一度講尺(取)御頼被

成候ゆへ、得と相考候上、御返答可仕旨申置候処、翌十三日御手紙にて、昨日御頼申候儀ニ付少々心付候儀有之ニ付、先昨日之御頼ハ御聞流し被下候様ニと申来候、折節伊佐へ罷越留主中、夜ニ入罷帰候節披見いたし、翌朝御殿へ罷出、別席にて御逢、昨日御紙上趣奉承知候、しかし御心付之訳被仰聞候様ニと申候処、イヤ別儀ニも無之、フト考候処、どふか私宅へ御呼寄申処失礼ニ当り可申哉、道ニ当り可申哉イナヤノ所イカガト心付候故、先御聞流之様ニと申進候と被仰聞候、拙答へニ、甚以御厚き思召ニ御座候、左候ハバ御会読と申名目ニ被成、乍憚私宅へも御出被成下、又尊館へも罷出可申、左様御定メ被成候而はいかかと申候処、夫レハ千万忝、左候ハ、一向会読と申名目も御止メ、先ツ夜咄として一月一度御出被下候へ、御懇意之事、夜話ハ随分不苦儀と被申候ニ付、左候ハ、夜話として罷出可申、御日取ハ追而御定被成候様ニと申引取、其後廿一日夕方御

宅へ罷出御逢被下候様ニと申入候処、早速御逢被成候故、右御夜話之御日取明後日廿二日ハ如何可有御座候哉と申候処、イヤ其儀ニ付猶又可得御意と存候所ニ候、先ツ右ハ此間御意得候通り先々御聞流シニ被成被下候様いたし度、其訳ハどふか軽卒ニ失礼がましき事御頼申候様ニて甚以心懸りゆへ、先々今度ハ御聞流ニ被成被下候へ、又々改而御頼可申と被仰聞、且御申聞候は、先日御頼申候節御即答被下候半と存候処御思慮ノ上御返答可被下と御申聞候故、何とか気分くじけ候故、先々此度ハ延し申度旨被仰聞ニ付、拙申候は、随分承知仕候、何レとも御安心被成候様可然、然シ先日御即答不仕処之訳乍序可申上候、コレハ学者ノ法ニて阿なた方尊キ御身分ニて御存無之事ニ御座候、御氣ノ附不申ハ御尤千万ニ奉存候、元来、来テ学フト申儀ハ御座候へ共、行テ教ルト申儀ハ無御座と申法ニいたし御座候、夫故、先年内蔵允殿も御頼被成候へ共、御断申参不申候、其

後時々私宅へ御出被成候、又頼母殿も其御きた御座候処、是もかれ是申一度も参り不申候、其内ニ御病氣付かれとふく参り不申候、右之訳合故、一通りなれハ直ニ御断申上ルニ候へ共、御手前様御儀ハ格別之御厚き御志故得と思慮ノ上何卒私主意も相立、阿なた様御志も被為遂候様いたし度、右通申上候、ツメテ申候へハ何卒私ハ御頼と申姿ニて当正月初会ヲ私方へ御出被下、其後ハ御宅へ随分罷出可申、又折々私宅へも御出被成下候様ノ姿ニさへ成候ハ、何時も罷出可申奉存候旨申述候処、被仰聞候ハ、夫レハ千万厚く御心配被下、千万く忝、何分又々改而御頼申儀も可有之と被仰聞、拙申候は、今日拙申上候儀道ニ当り申候ハ、又々可被仰聞、道ニ背候ハ、是切ニ御捨可被下と申引取、且御掛合中ニ拙申候は、最初被仰聞候節早速奉畏候と御請申罷出候ハ、外々も一番ニ譏り可申、良蔵も常々道ノ事ヲやかましく申候へ共、高貴ノ御宅へは早速届して参ルト

申、又御手前様ニも貴き御身分之勢を以て自由ニ御呼寄被成候と可申候、右私申候通りニ被成候へは私ヲも中々常々道ヲ以て主張スル程有て、其道ニ阿らざれハ屈セヌと申、又阿なた様ヲも扱々左京殿ハ驚入タル事也、六万石ノ一人ニて右通道ヲ貴む事厚く、良藏式が宅へ御出被成つたと申品ニ、他国迄も響き可申、全体ノ主意正しき道ヲ以て御手前様ヲ御導き可申奉存候、より初ヲ正しく不仕候而は其事成不申候故、右通り正し申候と申上候也、全体最初ニ早速承知奉畏とさてく御厚キ御志、行々国家ノ御為メ扱と申、早速御宅へ参り候ハ、拙為メ筋ニも大ニ相成、先年聖殿御造営以来ノ事も一洗いたされ可申候へとも、道ノ止事を得ざる所ニて無抛右通りニ返答いたし候、さてく学無程当世ニ合かた起ものは無之也、自ラ感し自一笑して此ニ志るし置、又書記ス、全体夜咄と申事不正候故、ヤハリ会読ノ名目宜キ也、故ニ会読と申ニいたす心得也、権貴ノ

家へ夜話杯ニ行と申ハ、名目不正也、是も倉品老之介殿なと申別態ハよろしからん歟、

三 正月二十九日(宿南古墳発掘の状況を記す)

夕御前講、尤此間廿六日ノ御かへ日也、廿六日下筋御出ニ付、

一 今日伊佐同姓斎方々来書ニ云、去ル廿四日宿南村中ニ小山有之、其山頭古墳掘出し申候、三人一所ニ埋メ有之、皆々手ニ鏡杯持居申候、骸骨少も碎ケ不申、其儘ニ有之候、朱を塗候而埋候ものと相見へ骨も朱色ニ御座候、扱々奇事ニ御座候、式人ハ西首、一人は東首、皆々仰臥して入レ違へニ致し有之候、私も先日見ニ参り申候、大屋夏梅之易者トしていわく、此墓ノ下タ耆尺五寸斗ニ又念ノ入たる墓有之、金も多可有之、大将分ゆへ姓名・年号も有之べしと申候由、其辺ヲ一兩日殊之外掘申候得共、いまた何も出不申候、只今掘出し申候分ハ、年月・姓名一

向無御座候、蓋石ノ裏ニ墨ニテ記候跡有之様ニも相見へ申候得共、字画一向分り不申候、可憐々々、右ノ通り申来ル、来書うつし置もの也、但し御郡方へも村役人々達し候由、猶くわし九尋可記置、今夕萩主善宅詩会、

* 宿南村青谿書院前方の夜気山の山頂にあつた横穴式古墳

四 三月七日（君公の伴に加わり高城登山）

御小書院講如例、今日九ツ時御供揃ニテ高城へ御登山被遊、御供被仰付難有旨御礼申上、九ツ時罷出もム引・半天・わらしニテ罷出、九ツ二歩比御出被遊御側御用人大森登は老人故御用捨、代り原五郎右衛門殿御供、御目付杉原三郎兵衛、其外ハ御側向斗也、頭取西村勇、御小納戸一柳亙理・金沢左織也、道々も花・草など御折らせ被遊、扱々御風雅ナル事也、絶頂ノ眺望無此上よろし、但し前日ノ道作り、木ニ

て望ヲ支へ申所ハ切払有之故格別望宜也、絶頂ニテ御休御酒被召上、其節被為召始終罷出、御側向并我等ニテ屏風ことく輪作り着座いたし候様被仰出、いろくノ御咄被遊、詩ノ聯句可被遊旨ニテ御前・森井彦助・伊藤半平・予と四人ニテ廻りくニいたし候、誹歌も被遊、清水叟介も詩ヲ作り出し候、殊之外御興ニ被為入、予ヲハ維温く々と実名ヲ以御呼被遊、扱々御風雅ナル有難き御事也、去秋城崎ノ御帰り被遊候節、御在湯中椰子ヲ竹ノ浜ノ民ヨリ差上候由、右ヲ酒器ニ被遊度御好ノ御注文ニ被仰付候、出来候ハ、御見せ可被遊との御意ニ御座候処、今日御見セ被遊候、椰子□□□□ニテ彫琢ヲ加へず、銀ノ口ニテ被仰付候、其上妙不可言、甚質朴□□無此上□ナ器ニ成候、実以御風雅ノ御好と感心いたし候、別ニ紀事ノ詩十首作差上候、七ツ半過ニ御帰被遊御裏御門ノ御入被遊、御奥ノ御椽迄御供申上御暇被成下引取、椰子御酒器ニテ三度迄御手自御酌被成下、御着も御

手自被成下、冥加ニアマリ申候事也

此夜、関口豹吉宅詩会罷越、先月ノ分也

五 三月十九日 (君公の養父郡巡見に御供)

晴、正七時御供揃ニテ養父郡へ御出被遊御裏御門
御供、尤七時前ニ罷出、奉伺御機嫌御礼可申上処、
少々遅刻、直ニ御出被遊御供ス、馬上ニテ丹信
下馬被遊、今日御供之面々

御年寄 堀 新九郎 御側御用人 大森 登

御徒士頭 杉原三郎兵衛 御目付 佐久間□□□

御供番 四人 御徒士 六人

御側向両番揃御側頭取 西村勇

御医師 小泉洞春 伊藤半平

上下総人数百四十七人也

御道具も二本、御打ものも御持セ、御駕籠も参ル、
丹信御歩行ニテすげ八幡先村々ノ名等申上、糸
の木の茶屋ニテ御提灯引ケ也、しかしいまた分明な

らず、提灯之火を持て岩間の清水を御覽ニ入、此清
此時御意ニ良藏今朝ハ敗軍ト見ヘた、けふハ供ニ
ハツカヌカト思ふたト御笑被遊、

水ハ養父御出之節大殿様被召上候由申上、此水私石

泉ト銘し申候由申上、面白ト御意被遊、灯之光リニ

てよく御覽被遊、夫より浅間坂ノ絶頂ニテ御野

立被遊、予ハ是より御暇頂戴、馬上ニテ御先ハ罷越

甘棠亭前後見分いたし、直ニ秀太郎召連村口道ハツ

連ノ所へ罷出御迎へ申上、丸山ノ東ノ御馬上ニテ御

出被遊秀太郎上下大小ニテ罷出、夫ノ御先キヲいた

し可申哉、兼而御側御用人迄伺置候処、随分御先キ

御案内いたし可然候得共、幼年ノ儀故御跡ニ付候而

も不苦旨被申聞、夫故秀太ハ残シ置、予かけ抜ケ御

先キいたし甘棠亭へ御着座被遊、丁と六ツ二・三歩

比也、御小弁当・御酒被為召上、予被為 召御盃被

成下、いろく御咄有之、且床ノ掛物、九思ノ二字

并甘棠亭之わけくわしく申上、松ノ由来も申上、御

感被遊、次ニ太閤御書、新院様御勅筆、花山院様御

画賛等入 御覽候処、殊之外 御感被遊、新九郎・

登も呼て見七候へと被仰付、兩人拜見有之、「霧嶋山(抹消)絶頂眺望之額も御覽被遊、其訳申上、半日閑之額も被遊御覽候」進美寺之由来も申上、甘棠亭之眺望殊外御意ニ入り松も殊ニ御賞美被遊、太閤之御書ハ蚝ノ上ニて入御覽、勅筆ハ壁ニかけ入御覽、一々御拝礼被遊、其後被遊御覽候、御盃被成下候節、頂戴之御看ハお正へ遣し頂かせ候、此前御着座、無程献上之鱒式本 生キ候ヲ差上ル、肴(ツマ)燗新ニ拵へ候也、昨日舟山下ニて取候由、蘭ノ露壺樽 式升入新ニ拵へ、御膳番西村勇へ向先格之通り献上仕候処、殊ノ外御満悦被遊、鱒ノ生キ候ハいまた御覽不被遊、御側向ニても皆々見不申由ニて直ニ予被為召厚く御満悦ノ旨御意有之、宍本ハ飛脚ヲ以大殿様へ被進、宍本ハ直ニ御料理可被仰付思召之処、御板前おくれいまた参り不申ニ付、無拋養父御花見ノ席へ御持セ被遊、蘭ノ露ハ甘棠亭ニて御□キ被仰付被召上候、御かいたし候器無之ニ付銚子差出くれ候様西村勇申候、吟味ノ上いまた遣ひ不申清

浄ノきび志よ有之、右ヲ上ル、右ニて被召上、無程秀太郎被為召御目見被仰付、甘棠亭ヲ座敷つづぎノ様ニ敷もの敷詰申候ゆへ其敷ものゝ上へ、二本ノ大松ノ間へ予召連罷出、御意ニ無事ニ成長いたし一段ノ儀ジャ、今日ハ是へ参りかれ是心配りいたし、其上何寄之見事之品々差出満足いたすト御意被遊、私御供、不存寄 御目見被 仰付、其上格外之奉蒙御懇意、重々冥加に余り難有仕合奉存旨申上、御側御用人御取合相濟、又 御意ニ秀太郎ニ成候哉と御尋被遊、乍恐十一歳ニ罷成候旨申上候処、ヨイ様子ジャト御意被遊、御側御用人彼是御取合有之退く、其後予罷出候節、霧嶋山絶頂之額も御覽被遊、右ハ齋薩遊ノ時分、薩土人走馬嘉三次絶頂へ同伴、即画(畫)キ申候旨申上、半日間ノ額も被遊御覽、傍ニ西村茂左衛門詰罷在、主人齋ハ七弦琴ヲ能ク仕候旨申上、夫レハ珍しイト御意被遊、私申上候者、齋在宿仕候ハ、御笑草ニ入 御覽可申ニと申上、其後後園ノ海

棠花御折らせ被遊、御為持被遊、御側御用人が御目録金式百疋御意を被述被成下、夫々御請申上、無程五ツ半過ナリ、御立被遊、御步行にて舟場へ御出被遊、門前が直ニ左りへ河原へ御案内申上ル、村ノ老人共河原へ罷出御意有之、舟場へ秀太郎罷出ル、ヨフ罷出タト御意有之、予余り之難有さに不覚平伏して難有仕合ニ奉存候旨申上、夫が兼而拵へ置候御座船江御乗り被遊、御側御用人はしめ御側向・御目付・御徒士頭・我等迄御一所ニ打乗ル、上御座ニハ疊一疊入レ、外ハ薄縁也、引舟にて上へ阿げ舟山赤壁ノ下ヲ御廻り委細ニ被遊、御覽、殊之外思召ニ叶、誠ニ小蓬萊也ト御稱シ被遊候、予一々指点して御案内申上、岩ノ名迄夫々申上、予即興有、詩別録、扨去々年来入、御覽度存居候此景色、一旦ニ入御覽候故誠ニ難申尽、狂喜雀躍ノ余り不覚御座疊へはい上り候ヲ覺不申候処、小林六之進後ヨリそと袖ヲ引候故はつと心付、直ニ御疊ヲはづし申候、此日小林な

くんバ、群小之為メニ慍られんニ幸甚々々、其後竊ニ小林ニ厚謝ス、扨御覽被遊間ニ追々御供の面々渡し舟にて渡り御供揃ひ候処へ御上り被遊、御馬にて小田村へ御通り被遊、此時伊佐・小田両河原とうくくと広き所ニ拝観ノもの充満して公の御行列、二本之御道具・御打もの・御馬・御駕籠打揃ひ、其外御供馬之装ひ各美を尽し、春風ニ翻翻たる勢ひ、実ニ武威凜然として庶民・老幼・婦女左右曠野ニ平伏し拝スル有様、実ニ仁恩之下ニ及て、彼ノ簞、今ニ赤紫にて迎へ奉る気色ニ異ならず覺へ、実ニ難有事ニぞ、小田が大森打越、大森が予が馬を伊藤半平へ譲る、扨大森ハ他領なれとも壯丁十五・六人も裸躰にて舟二艘にて御渡し申上、予御側御用人へ他領故御心付被下可然旨申達候処、登殿一向他領とハ存不申、能そ知らせくれ候とて即座ニ銀式三両被下之、且伊佐舟山下へ上ケ候村役舟入へも御心付銀式兩被成下、是ハ全く佳景を入御覽ニ御悦ひノ余りニ被下之、網場

村・藪崎村無御滞御渡舟被遊、四ツ半比養父市場へ御着、御本陣門垣屋助左衛門宅へ御入被遊、藪崎入口の伊藤半平予ニ馬ヲ譲ル、馬上ニて養父へ入ル、御本陣ニて午餐候、御仕舞被遊、一統酒飯丁寧ニ差出ス、ゆるりと御休息被遊、伊佐ニて献上之鱒御料理被仰付、明神へ御持セ被遊、御歩行ニて明神へ御参詣被遊、白川侯之養父祠之御額も被遊御覧、予養父祠ノ神名濫觴等くわしく申上、猫ノ宮・狼ノ宮ノ事などくわしく申上、桜花ハ誠ニ満開ニて雲かとうたかひ、瓊かと見誤る、公之御座拝殿ニ設ケ有之候を、予花下ニ御設ケ被遊候へと申上候而も花下ニ御座を移し、詩酒入興甚盛んなる御花見、いふも更なり、御前ニおみて御酒御肴等数々被成下、鱒ノ作り身、御膳付を被成下頂戴、紙ニ包伊佐ニも遣ス、宅へも持帰ル、扱詩歌誹諧いろ／＼上も被遊、あすしれむ けふハ盛りの花見哉、今ここに 見上れる花の桜哉、と被遊、其外御供の面々数首阿り、略之、

詩ノ聯句、公起句を被遊、爛熳桜花似呼我(曼力)、中略、門垣屋助左衛門の御煮染・御酒差上御前ニて被下之、殊外酩酊、○御膳番西村勇の御持参之御菓子一重秀太郎へ被成下旨御懇意ヲ述、予ニ申聞く、誠ニ冥加至極ノ事、厚く御礼御請申上、御重とも拝借、家来ニもたせ帰ル、是は伊佐ニて被成下度 思召之処、御台所荷参り不申ニ付、爰元ニて被成下、明神別当普賢寺・神主某等御迎ニ罷出、別当御菓子一箱差上度旨予迄申達スニ付、勇へ申候処、其後御受納可被遊と申ニ成、則差上ル、別段御初尾被成下、かれ是興ニ乗し已ニ七ツ時前ニも相成、御供揃へニて御立被遊、折々御馬ニて網場村佐右衛門宅へ御小休被遊、直ニ御立被遊、○網場・藪崎の間ニて折り曲り候道ニて予が馬上ニ醉眠ノ体ヲ御覧被遊、殊外御笑ひ被遊、即座ニ詩一首献之、大ニ御笑ひ被遊候、網場ノ向ふ舞狂ノ地名も申上、伊佐川原ニて御供の揃候間御待被遊、予、茂左衛門と温石(益)を拾ひ献之、予

ハ此ニテ御暇ヲ乞、暫時齋方へ立寄、公ハ御馬ニ被
為召、本道ヲ直ニ浅間へ御出被遊、予ハ頂戴ノ御菓
子ヲ御意ヲ述、落涙してお正へ相渡ス、(後略)

(注) 1 齋：桜井齋、桜井良藏家の本家、2 温石：蛇紋岩

六 四月二十一日 (仙石左京、桜井良藏に入門)

正七時、仙石左京殿会初として麻上下着用相見へ、
我等も麻上下にて如式相濟、但シ、此会当春正月十二
日一月一度宅会いたしくれ候様御頼ニ候へとも、御宅
へ参候事不承知にてかれ是御断申、左京殿も憤りも有
之、打捨置候処、段々厚く思慮被致候哉、今日被参候
而厚く御頼有之候、会初ニテ論語学而章、講之席ハ座
敷西南ノ角ニ見台ヲキ斜ニス、左京殿北東ノ角ニ斜座
ス、右畢而孟子浩然ノ氣ノ章少会読、初而ニ付一汁一
菜ノ掛合差出杯いたし候、送迎ハ玄関式台迄、尤会講
ハ座敷にて濟、飯ハ樵隱窩にて差出ス、且以来二々之
日玄蕃と一所ニ可参候間、孟子会読いたしくれ候様被

申聞、扱先時断候も誠ニ我等百歳ノ後迄我石城にて道
ノ興廢ニも関候事ゆへ、目先キノ事ハ打捨断り申候、
若夫レ切ニ成候へは大家之面々道ヲ聞かず、却而聖道
ニももとり候と申向有之、多くハ我等ヲ余リリキミ過
候様申候得共、右ノ通り後々迄石城ニおひて師弟ノ道
立ト不立との界ゆへ、無拠断り置候也、左京殿・玄蕃
殿兩家にては先々諸師範呼付候例にて、一度も師範
宅へは不被参候よし、已ニ先君子も兩家とも御出被遊
候へ共、我等ハ押強く断り不参候、是ハ道ノ為メ国家
ノ重ヲナス為メニ候、我等高ぶり勢して不参にてハ決
て無之候、已ニ右通り断り候へは諸師範参り候而も其
取阿つかひも違候事ゆへ、諸師範之名代とも可申敷、
已ニ右断り候後、堀江七兵衛会読ニ参候処、是迄七兵
衛ハ畳ノ上ニ本ヲ風呂敷ノ上ニ置、左京殿ハ机ノ上ニ
置カレ候よし、其日せひく同机へ上ケ候様御申、初
て上ケ申候と咄申候、是則我等断候ゆへ也、孟子之教
も術多し、これが教誨ヲ屑トセヌハ亦コレ教誨スル也

と被仰候事も此類也、たとへ我等一生にらまれても道之尊キヲ誨ユルノ意ニて右通りニいたし候也、後生其恩ニ候く

七 四月二十六日（荒木玄蕃、桜井良藏に入門）

夕正七時ヲ荒木玄蕃殿会初として麻上下御出、惣而取斗筋去ル廿一日左京殿御出ノ節通り也、但し、先日平井順司ヲ以て御頼込有之候而今日御出、以来二日・七日・九日・十二日・十四日・十九日・廿二日・廿六日・廿九日、メ九会立くれ候様、其内二々之日ハ左京殿御一所、跡ノ六会玄蕃殿御老人也、且今日ハ荒木甚兵衛・平井順司相伴ニ参ル、順司ハ次ノ間ニ着座、飯酒差出候節ハ、順司ハ椽側へまくり敷着座、送迎惣而左京殿同様取斗、学而章講畢而、経政名言会説ス、

ハ 五月二十二日（桜井良藏、荒木玄蕃宅に招かれ講義）

一、此夕七時ヲ荒木玄蕃殿へ罷越くれ候様との義儀、尤

定例会日、左京殿・玄蕃殿御同道御出被下候也、左京殿御不快御欠席ニ付、玄蕃殿御宅へ参りくれ候へ、御酒被下度之御含も有之、全体之所此方へ御出被下ニ極り居候へは、法ハ立申ニ付、此方へ数度御出被下候上は随分御宅へも罷出くるしからぬ事ゆへ、今夕罷越候、七時参り候処、平井順二内以下同玄関式台へ出迎ひ座敷へ通り候、堀江七兵衛先達而相伴罷越居、荒木甚兵衛も同様也、直ニ玄蕃殿御出御逢被成、随分同輩以上ノ御阿しらい也、会席ハ予ヲ上ニ、次ニ玄蕃殿ヲ順々着座、予ニハ見台出、外ハ台なし也、扇子風呂敷上ニ置れ候、右相済御酒・御吸物・御鉢肴式ツ・すまし吸物・御飯・一汁一羹ニて被差出、順司配膳也、畢而浦之花畑へ玄蕃殿御案内ニて散歩ス、かれ是五ツ時過帰家、玄蕃殿内玄関迄送ラル、平井順二式台へ出、外ニ若党一人式台へ出、甚兵衛ハ玄蕃殿次へ罷出、但し罷越候節、刀ハ表玄関ノ奥ノ間ニ置申候事

九 十二月二十九日 (良藏、仙石左京宅に向く)

一、暮六ツ時過つ仙石左京殿へ夜話として罷越、尤此間御殿ニおみて御約束申上置罷越候也、然ル所、御阿しらい誠ニ尊賢之被成方感心いたし表ニ記置如左、

内玄関へ参候処、若党袴ニ而取次罷出、同時ニ家来湯浅岡之丞袴ニ而式台へ罷出、我等刀を取、跡ニ付罷越、若党手燭ニて案内、凡五間程間を通りて大書院へ通る、左京殿御使者ノ間ノ横廊下迄出迎有之、書院ノ上ノ間へ通され、是非ノ対座ニ成候様被仰聞、対座して御挨拶畢る、いろノ御咄いたし、無程吸物・猪口・肴・坪肴ニて御酒被下、御飯・汁・焼物・くわし碗何レも丁寧ノ料理ニて左京殿御相伴ニて心よく給候て、いろノ御咄いたし、左京殿被仰聞へ、拙者ハ御用番も不相勤、今日ノ雑事ハ御用番ニて取斗有之事、拙者儀ハ上御徳義之所第一ニ心掛ケ罷在、何分御心添頼入候、何卒隣国へも被為響候様御輔佐いたし度、来

年御帰城被遊候ハ、御学問筋万端格別ニ御励被遊候様、夫々心得罷在旨御咄被仰聞、甚以御厚き事感心不勝、

いろノ機密ノ談ニ及ぶ、四ツ時前暇乞罷帰ル、帰ル節も左京殿内玄関迄御贈り有之、若党并湯浅岡之丞玄関式台へ見送る、中間老人大門ヲ開く、最初ノ刀、岡之丞持て、左京殿我等対座ノ次へ取来り差置、諸事万端玄蕃殿トハ大違ニて実ニ尊賢之礼待、感し入記し置もの也、

但し、書院ハ十畳、次八畳、床大面、椽側打廻し十五畳、都合三十五畳敷也、是ハ上御入ノ座敷ニて有之候也、

一〇 十二月二十一日 (良藏、再び玄蕃宅に招かれ講義)

七時ハ玄蕃殿へ会読ニ参くれ候様申ニ付罷越、是も礼待不宜ニ付、夏以来断不参候得共、一度切ニて断申も弥礼待不宜所相知不申ニ付今日罷越、今日ハ勝手ノ八畳ニて会読、堀江兵衛相伴ニ罷出、礼待惣而夏五月廿二日ノ通り也、今日ハ膳も若党すへ、会読後御酒・

御着三種・吸もの・菓子碗被出之也、外惣而五月通、左京殿とハ大違ノ礼待ニ付、以来断、参り申間敷也、

但し、左京殿ハ唯夜話ニて会説ニてなし也、夫レサヘ右ノ通ニ候処、玄蕃殿ハ会説ニ候所、甚不敬ノ事、膳も五月廿二日ニハ順司すヘ申候、今日は若党也、其上刀も上へもたせ不申、我等拔置候まゝ也、且玄蕃殿折々挨拶ニ被出候のミ也、

(2) 文政二年(四四歳)

二 四月二十六日(仙石造酒助宅に出講)

但し、七半時造酒殿宅へ参候処、案内申入候と直ニ若党御通り被成候様と申、罷通候処、台所ノ横、内玄閤ノ間迄造酒殿肩衣ニて御出迎被成、御案内ニて内玄閤ハ西ノ椽へ出、夫々北ノ座敷へ通り挨拶いたし、刀ハ内玄閤ニ置候処、若党座敷ノ次迄持参ス、夫々造酒殿御案内ニて座敷ノ奥之六畳へ通ル、此時御末子竹次郎猛

殿子が刀を取て座敷ノ床前ニ被差置候、扱会説中ハせひせひ床前へ下向ニ座候様被仰聞、造酒助殿、下ノ上向ニ被成御出候也、会説済ク無理ク我等下へ着座いたし、酒飯畢而四ツ時罷帰ル、台所迄造酒助殿御送り被成候也、全体此会ハ誠ノ夜話ニ催候事、并ニ会説と申名目ニも無之候得共、右通り御取斗有之候也、

三 五月十四日(仙石左京宅に出講)

左京殿・玄蕃殿御会日之処、玄蕃殿御故障御断ニ付左京殿へ若哉罷出、御勝手宜候ハ、罷出可申申遣候処、御返書ニ御厚意千万忝存候、此方へ御出被下度ニは失敬之義(條)ニ付、決而不申上候、何卒方角江御出之御序ニ御尋被下候へは厚忝候、せ(條)かれ不快ニ付出仕ノ外は他出いたし不申ニ付、何卒ク右之処御頼申旨申来、右ニ付七時ニ罷出候処、若党袴ニ而内玄閤へ迎へ、無程左京殿御出迎、書院ノ間へ御通し、せひク上へ廻り候様被仰聞、上下へ相對し着座いたし候様強而被仰聞、

無抛上座へ直りいろく御咄いたし、今日ハ御詩作御始メ可被成ニ付、右ノ物語いろくいたし、作り方御伝授いたし候処、殊之外御悦ひ被成候、晩飯ノ時左京殿御自身御配膳被成、御椽側ノ方涼しく可然旨ニて、御椽側之上々下向ニ御すへ、強而廻り候様被仰聞、焼もの迄御自身御すへ被成、刀ハ湯浅岡之丞座敷ノ次ノ間迄持参差置候也、罷帰候節は左京殿内玄関板ノ間迄御送り被成、大門ヲ開候様御差図有之、岡之丞ニ若党兩人内玄関式台迄罷出、

但し、去年四月廿一日会説御始メ被成候後、会ト申て参候は今日始而也、然今日は詩作ノはなし長く成候ゆへ、孟子ハ談不申罷帰候也、

三 七月二十五日(左京、約束時間まで良藏宅門前で待つ)

左京殿・玄蕃殿昨日ノ分会説、今朝正六時対来閣ニていたし候約束候処、左京殿七半過ヲ御出、門外ニて六ツ打候を御待被成候、一向不存、余り月光よろしキ

ニ付、只今夕御出被下候様手紙もたせ使差出候処、不図門外ニ御出、手紙上ケ直ニ迎へ入レ、実情ノ届候ヲ喜ひ対来ニ迎ふ、月色ノ妙不可言、玄蕃殿ハ正六時御出也、くれくも左京殿尊賢意感心いたし候、実石公ニ張□□約して蚤天ニ出候事なと感せられしならんと存し合七候也、

但し、左京殿ハ定而早天御出可被成と察居候得共、余り早く感心いたし候也、

四 十一月十七日(藩の借金総額は此時点で六万兩)

午後重田宮五郎来語次云、今也上之負債、浪花三万金・江戸老万金・其外本州辺式万金、合而六万金也、

年々息六千金、嗚呼、不可如何也、今也非豪傑之士□□執出入之事、何能宰了此大負債、噫、

(3) 文政三年(四五歳)

三 六月二十日(仙石造酒と共に香住大乘寺を訪れる)

五半時森村へ造酒大夫と同じく行、森大乘寺法印出迎、大乘寺但馬ノ大浮屠也、大無比言、全体ノ立もの九間ニ十六間半也、上段ノ間五疊・二ノ間十七疊半・三ノ間十二疊半・四ノ間廿五疊、皆丸山主水、山水人物金張付也、本堂西向也、東ニ立出し六間ニ七間ノ立もの有之、子年ノ洪水ニ後山崩レ押潰し候ニ付、取払候よし、法印礼待甚至り種々之馳走有之、涼風甚多此間中ノ炎威忘タル如し 栄次郎機嫌伺罷出、午睡して九半過辭去、

三 六月二十一日(造酒と共に香住より湯嶋へ船旅)

持還湯嶋、一昨十九日以来、廻村庄屋は不及申皆々遠路送迎、美含兩大庄屋三郎右衛門・勘助相詰、下之

浜村郷足輕直五郎・一日市村郷足輕喜平次兩人先ヲ扨、境村浜々正四時舟ニ上ル、黒石嶋・今子ノ間ヲ乗り、怪岸奇石不可繙譯名状也、丹生ノ湊ニ入ル、丹生ノ少西寄巖殊ニ妙、湊ニ芸州ノ千石船かかり居、皆是へ上り觀之、畢而東ノ口々出、訓谷江寄、訓谷ノ湊風章甚佳、訓谷浅右衛門宅午餐、皆治郎兵衛船中ニて取調(山田)へ候飯羹也、浅右衛門供酒、子周平出、齡廿四・五、狩野吉信筆□□八嶋戦図屏風ヲ觀ル、古色殊妙也、庭築山眺望海面見事也、食畢上船、安木・相谷・須井・切浜・竹ノ浜ヲ經て加嶋山ノ廻り、其岩石ノ奇ナル事不可言也、此ニ至て漁舟百艘斗、連環西行、云訓谷ニ至り餌ヲ買て鯖ヲ釣ニ出申也ト、此亦一壯觀也、宇井・田久井ヲ經て瀬戸ニ入、黄昏前湯嶋ニ還ル、皆出迎云、治郎兵衛湯嶋ニ送り來り、直ニ其夜一日市ニ還ル、

*仙石造酒は妻子を伴い、六月九日湯嶋入湯に出発し大津屋に宿をとる。桜井良藏は妻と二男菊五郎を連れて、同月十一日に湯嶋入湯に出発する。宿は造酒と同じ大津屋であった。兩家日夜往來し、大いに相

親しむ。この間の十八日から二十一日まで、良藏は造酒と共に香住大乘寺へ旅行した。そのうちの二十・二十一日の記事である。その外、津居山に舟出したり、水明楼に遊んだり、良藏は造酒と常に行動を共にして入湯を楽しむ。造酒は七月八日に上湯して出石へ帰る。良藏は七月十日に出石に帰着する。

二七 八月七日（仙石造酒助、勝手方がかり御免）

此日、造酒助殿御勝手方御免、岩田静馬殿へ被仰付、御用人も惣懸り相止、貢殿・左兵衛殿・操殿三人へ被仰付、

二八 八月二十日（才覚方新設）

仙石造酒助殿明二十一日御出府ニ付殿様へ御機嫌伺有之、予□講日ニ付不罷出、今日宇野孫太夫へ御用召ニ而御才覚方と申新役名被仰付、御勘定奉行と御取メ之間ノ役ノ由、此日午後造酒助殿へ参り、大塚甚太夫を訪、帰路宇野孫太夫を訪、

二九 八月二十一日（江戸へ出発する仙石造酒助を見送る）

曉七半時造酒助殿へ罷越、杉原官兵衛・酒勾富弥・本間如露一所ニ酒飯を被出、正六時御出立、予も送て鱒山ニ至、茶屋ノ門余り大勢ニて混雑故嶺上へ至ル、植村十郎右衛門何卒送り参候様勸メ、勿論予も送る心得ゆへ寺坂へ下り、袴・下駄預置、草履ニて送る、造酒助殿もわらず(七)ニて歩行、途中談論罷越、出合喜七宅小休、茶頗芳、庭前清潔可愛、小谷大坂屋午食、酒酔にまきれ別ヲ不告して相別ル、同行者操殿・十郎右衛門・酒勾富弥・金沢富弥・磯野六郎次・杉原午之助・原岩太郎也、七時前帰家、大塚甚太夫明廿二日出府ニ付罷越、殿様へ別段奉伺御機嫌、且湯嶋細工・橋立ノ箱差上之、并ニ氣比浜ノ貝・竹野浜題名之跋正面摺式枚献上之、酒飯して帰る、

三 十二月二十八日(息子一太郎の馬廻組編入を喜ぶ)

五半時出仕、尤歳暮・御祝儀日ニ付兩人共麻上下出仕也、四ツ時過御用始り左之通被仰付、

御自分儀出精相勤、せかれ一太郎儀書籍心懸厚く、

弘道館勤出精致尤之儀被思召候、依之被召出御宛行

十人(扶持)ふち被成下、御馬廻り三番組へ組入、組席惣次

第共多田弥太郎次、弘道館勤被仰付候、此旨申渡様

被仰出候、

右之通被仰渡御請は、私儀不存寄奉蒙御懇意、せかれ

一太郎儀弘道館勤出精仕候ニ付、不存寄奉蒙御懇意、

其上被召出御宛行十人ふち被成下、御馬廻り三番組へ

御組入、御組席惣次第共多田弥太郎次、弘道館勤被仰

付、重々冥加至極難有仕合奉存候ト申上候時、御三折

ト被仰聞候、直ウキ罷出頂戴、元席へ帰り、御三折頂戴

仕冥加至極難有仕合奉存候旨申上、一太郎へ御三折頂

かせ候時、一太郎頂而冥加至極難有仕合奉存候旨申上

退く、御勘定部屋へ召連罷出、御用人月番之前ニて吹

聴ス、退而御馬廻り一番・二番・三番へも詰所へ召連

参り、筆頭ニ向ひ吹聴、三番組は猶更丁寧ニ相頼、三

番組世話役中村恭助へ何角聞合取斗、御広間へ案内書

面差出し、旧例ノ由ニ恭助へ何卒認差出しくれ候様相

頼、御礼筋は御大老・御年寄皆勤、尤口上書は父子別

々ニ相認、御用人へは手札ニて御礼御吹聴申、古格ノ

由恭助申聞其通り手札ニて相勤、我等は参ル及不申候

得共、先々厚キニ失いなしと唯一分之心得ヲ以、我等

斗は参り申候、弘道館懸り井上長兵衛殿・仙石左兵衛

殿へは御逢被下候様申入、何角御頼申置、御年寄へ御

礼口上書文口上覚(口上書覚は略す)

三 十二月三十日(甬松を二門建てて一太郎の出仕を祝う)

一当年は門松ニタツ建候而皆々喜悅無限也、

但シ、公之掟ニ御目付以上ノ子供ハ御馬廻リへ被召出、以

下ノ子供ハ御小姓組へ被召出也、然ルニ大友七郎左衛門御

使番ノ時、弥八被召出ヤハリ御小姓組也、夫故此度一太郎被召出も右ニ準し御小姓組と皆々存居候、我等は一心決定して堂々タル聖人治国安民ノ道ヲ左様ニ卑シ御取扱ひ有之候ハハ、即日致仕して名山大川ニ逍遙自適(せうざはんと)いたし候半と存詰メ、其旨政事堂へも前達而申達シ置候処、先々右通り平土並ノ御取扱ひニ相成、我聖人之道卑しく相成不申、我等勤仕もいたし難有存候也、呉々も御小姓組ニ候ハハ何人かノ仰も決而不用して即日引込可申存詰、其旨御用部屋へも申達置候也、

(文政四・五・六年分の日記は紛失)

(4) 文政七年(四九歳)

三 三月十日 (病気のため、藩主の参勤出發日延べ)

明日御発駕被遊ニ付、今日四時御目付以上出仕、其外惣代御機嫌奉伺、殿様夕方御不快ニ付、明日之御発駕御延引被仰出旨申聞、恐入候事也、御容体承候処格別之義(ごう)にては無之、唯御塞き被遊旨申聞、

三 三月十一日 (購入を断り、馬三十二疋を返す)

天気晴朗、頃来未曾有也、愈益遺憾之至也、五半時比御機嫌奉伺、西殿へも奉伺、馬三十疋正大津々参候処、昼後セかしく帰る、可痛哉、可嘆哉、中心不可言也、噫如何則可也哉、不知為所、

但し、馬の帰る位ハ誠ニ金錢ノ費ノミ不足言也、外ニ千万、君徳ノ欠ケ申事無数、非筆舌所尽、

三 三月十六日 (仙石政美、参勤の旅に出発)

正五時御供揃、可被遊御発駕被仰出、如例罷出、雨天ノ所御発駕ノ節弥強く一統大ぬれ、困入四半時比御発駕被遊、此朝も少々御むら被為在候由、かれ是にて御立遅く相成候、相済後御用部屋へ罷出御祝儀申上、尤御目付以上也、此事詰懸り御役人斗と御目付申聞ニ付、私は廿年来いつも罷出候と覚へ居候へ共、左候ハハ引取可申と申、十五畳敷にて同役咄居候処、又々出

人君ハ諫ヲ容レ子^(む)ハナラス、書籍を読まねハ諫ヲ容ルル事も出来ヌ、我氣ニ入ルモノ斗リヲ置様ニテはナラス、名前ハ申ニクイガ、立ち前ニも一人^〆これ^〆ノ^〆賞美いかか有ふといふ相談、其向勤功もアルデ有ふが、どふも此方ハ承知セぬ事、勤功か有レハ賞するがよかれと、若其賞当らぬ時ハ一向ニ相済ヌト答へた、其云^{貴戚}立る人もヒイキか、勝手か、吹拏かなら悪し、コレガシテヤツタト云意ノ事ハ猶々阿しく、自分が代ニもヒイキノ文字斗^(計以下同)真ニテ書候様申付タも、何卒右ノ所ニ心付候様との意ナリ、全体側向へかたいものや一言もいふものアレハ致ニクイ事アルユへ、外^〆差かへるノカ、表^{殿様ノ事}ニテ実ニ氣ニ入ラヌユへ差かへるノカ、此所分りかたし、用部屋ノ内ニ、此方^〆表へノ心添ヲ無用ニいたす様ニと云向アリ、余程手強キ言分ニテ、此儀ニ付、思召ニ叶わぬ時ハ差扣ると申^〆〆、不及是非ト云位手強く申聞た、左様ナラハ以来ハ申マイト^〆〆た、夫故心付か有ても心外存る様ニならぬ、それハ此方ハ致仕

ノ身分なれとも父子の情ニテハ成たけよくいたしたいと思ふ、其事のいわれぬと云事も有まいと存る、薩州殿などにも隠居後御政務ヲいたされた、是ハ大隠居ニテ一代済たレド、ヤハリ御政事いたされた、上杉鷹山殿などにも隠居後政務ヲ能スルト御称美ノ有たる事もアリ、それハ此両所などハ此方^〆ていの及事ニテハなかれと、其筋合ハ同し事、用部屋内ニても先右ノ一人ニテ、外ハ皆々、何分いふかよい、いわぬハ済ヌトいふ、尤其内又一人いわぬかよしと云もの有か志れぬト御意ニ付、馬場町筋^(仙石左京少)ニテハ無御座候哉と申上候処ヲ、それ^〆と御意被遊、右ノ趣故其後ハ何もいわぬ、其一人もたへて久敷呼出しもせぬ、発駕前少々用向有之呼出した、久々ニテ罷出たヲ安心ノ挨拶有た、少々氣懸りかとも存る、其後ハ大分ゆるみ、少々存念、心付ノ儀も申聞たニ随分よろしかった、美濃へ直ニも申聞た事も阿った、是も随分よく聞請た、元ト是ハ右ノ一人ノ取なしニよる事也、此方ハ何も心付ヲ云たいと云に

てハなし、唯為メニならぬ様ニ存るケレド此方どいおふと云ニてハないが、父子ノ情ハそうてもなし、右ノ一人も自身ノ子ニ成たら、中々心添なしにてハ居られまいと存るケレトモ、決而此方から云たいといふにてハなし、唯為メニならぬ様ニも存る、右之趣どふ思ふぞ、いろ／＼考ても一存ニて決しかたく、其方を呼出した、無遠慮存念ヲ申聞イ、

右御請ニ一々奉承候、中々私共愚案ニ可申上儀ニも御座リマセンガト申上候所、

イヤ中々そふでハナイト御意被遊、よって

御請ニ乍憚聖賢ノ道ニて考へ候へは、中也養不中才也、養不才とも有之、有子不教父之罪也とも有之候へは、いづれ大殿様ハ御心添不被遊候而、外ハ誰カ可申上候哉、一向ニ御心添不被遊して若御手違ひノ事□□御座候ハ、乍憚大殿様御先祖様へ対し無此上御不孝ノ様ニ奉存候、苟モ国家ノ御為メと被思召候儀は、少も御差扣なく被仰進候事御筋合と奉存候

旨申上候、次手ニいろ／＼聖賢ノ語、古今之御咄等申上ル、又

御意ニ、いづれ人君たるものハ天職の国政の事、甚大切ニ存る、此度も使者ヲ以て参勤御礼申上た事、外ニてハ直勤ノ有ル様ニと云、それニ増た事ハなけれど、しかし是ハ少も不苦事、并ニ朔望ノ登城なとも懈怠ノナイニ増事ハナケレト、懈怠たりとも強而故障ノナイ事、唯人君たるものは国政ニ心を用ひ、下モ之ノ望が大事也、来年ノ帰城などニても皆手を請て待様ナレバよし、どふでもよいといふて待ぬ様なれハ望がたへるといふもの、甚大事也と御意有之、此時不覚落涙し、扱々乍憚御尤至極難有思召と御請申上ル、又御意ニ前方表へ有言逆于汝心必求諸道、有言遜于汝志必求諸非道と云語ヲ書て遣した、其後も度々床ニかけて有た、此節ニてハヲモニ今様ノ誹諧の書画多し、それも随分よかれとも、それ斗ても済ぬ、ケ様ナ警語アリ、書て遣したいと思ふタレ共、読書の力足らぬ故トテモ解セま

いと思ふ、何かニ付て読書なければならぬ、当時柳ノ
 間同席ノ向も風儀大ニ違ふて利ニ流レ過た趣ニ聞へる、
 志かし皆其中ニ書ヲ読ンテ居候向も多シ、何分読ンテ
 居るハ実用□□為□□一張一弛文武ノ道故、常住張り詰
 ニハならぬ□□ト、何卒其本ハ立て置ねハならぬ、自
 分隠居も無拠病氣ニ付の事ニて、いまた老衰してとい
 ふニもあら須、夫故致仕之時も右之一人など、御国政
 斗ハセヒ被成ねハならぬと申したが、今ノ趣意とハ大
 違、今ハ御心付被仰と、それニ御もたれ被成て御政事
 御身ニ不入ゆへ、何分御心添は御無用と申す事じや、
 差略ヲセイトいふなら聞へるけれど、一切無用といふ
 は聞へぬ事也、

御請ニ、一々御尤之思召難有御儀ニ奉存候、近来之
 殿様御模様ニては、何分大殿様ヲ御心添不被遊候而
 は大ニ御不為メと奉存候、苟モ国家御為メと被思召
 候儀は少も御遠慮なく、御心添被遊候様乍憚奉存候、
 御用部屋内耆人などたへず会読仕候ニ付、書籍之上

ニて何となく右様ノ心得違無之様教諭仕候半、左候
 ハ、当人不覚して能容り可申と申上候処、殊之外御
 歎ひ被遊、それハ至極宜かるふと御意被遊、又
 御意ニ、弘道館十七日・廿四日ノ会読もたへず有之、
 其方心配り之儀共大慶致ス、其儀も尋ふと存た、惣体
 ノ模様ハどふじやぞ、中ニは格別厚く心懸、上達ノ向
 も有ルカ、会数ノ多イ斗ニては役ニ不立、実意ニ心懸
 上達ノ向ガアレハ大ニ宜ひと、御意ニ付

御請ニ全く、大殿様厚キ思召ヲ以会数帳も御覽ニ入
 候儀ニ付、何連も殊外相励ミ、たへず罷出候儀心懸
 之処は惣体実意ニ研究仕、今日之所へも引当テ、無
 遠慮議論も仕候旨申上候処、それハ重畳ノ事、馬場(仙石)
 左近左近筋ノ向キハ心懸ケいかゝ有之哉と御尋被遊、是ハ
 猶更心懸宜様ニ奉存、読ミ手際・解セ口等もよろし
 く実意ニ研究仕、至極実ニ入候様奉存候、唯々此人
 仁ノ一字乏しく物事チト手きびし過候様ニも奉存、
 荒木ナラン
 精々仁ノ事ヲ以教諭仕候旨申上、禄高ノ向ハいかか

と御意被遊、是ハ兎角不心懸ケニテ実ニ入不申様子
 ニテ困入心配仕候、其余は何も甲乙無之候旨申上候
 処、殊外御喜ひ被遊、禄高ノ向は相応ニ才もアルニ
 惜イ事と御意被遊、又申上候は、此人などは禄高・
 家柄之儀、年若ノ内格別心懸有之様ニ奉願候と申
 上候処、ヲ、ソウシヤ〜と御意有之、

馬場町筋ノ人ハ定而不心懸ニ有ふと思召た御様子
 也、心懸厚キ旨申上候時、大ニ御驚被遊候御様子
 ニテそれハ、フフ、それハはてなと、御意有之候、
 拙意少も実事と不違、誠ニ神明ニ誓て少もヒイキ
 なく真正ニ申上候、馬場町筋ノ人ハ会説ニおいて
 ハ実ニ甚実ニ入、数年来事々感心ノ事多く候故、
 少も無飾、実意申上候、禄高ノ向ノ事ハ是以、上
 御為筋故実事跡ニテ可申上と存候処、申上ヌ先キ
 ニ御尋被遊ニ付、実意くわしく不心懸ノ趣申上ル、
 其外ハ皆々同様位ノ事也、少も無取飾申上ル、

右御用談畢而いろ〜の御雑談、御詩作ノ事なども御

咄有之、扱元席へ下り御暇乞御礼申上退く、御小納戸
 井上源吾を以、不相更奉蒙御懇意、難有旨御礼申上、
 尤御聴遠ニ付、格別御膝元へ罷出失敬恐入旨よく〜
 御断申上くれ候様、源吾へ別而頼置、

但し、今日之御用召はいろ〜ノ事ニ御屈たく被遊、筋合
 いかか可有哉と御憂鬱被遊、我等被為召候御儀ノ御意ぶり
 也、御用済て殊外御快然之御様子ニ御見上ケ申、殊外御喜
 ひ被遊候御意ぶりニテ、大ニ心強く御前ヲ退出ス、予は少
 も阿諛曲從ハ不仕、聖賢ノ道ト存ル所ヲ以、決断して一々
 經書ノ語ヲふまへて申上候、仰而天ニも愧不申候也、唯御
 用部屋内ノ御一人一囚ニ御無用と被申候は甚以聞へぬ事也、
 権現様御隠居後も二代將軍様ヲ御政務筋日々御同被遊、権
 現様殊之外御いそがしかりノ中、孝行なりとて御悦ひ被成
 候事も有之候、親御様へ御心添御無用なと申事は不孝之
 至り也、定而右一人へ直ニ承り候ハ、又々筋合も有之候
 半なれとも、先大殿様ノ御意ノ所ニてはとふも筋合よろし
 からぬ事也、

三 五月八日（藩主危篤、左京急出府）

早天、江戸の時廻し之御飛脚到着、二日七時出之御飛脚ナリ、殿様二日之昼大ニ御塞キ被遊候旨申来、奉恐入候、今日右ニ付急ニ御出仕有之、仙石左京殿・小泉洞春急出府被 仰付、

一 右ニ付御目付以上御役人ニ而御祈禱いたし差上候旨御目付ヲ為知ニ付、何分宜頼旨申置、西御殿へも奉伺、何共恐入候儀、大殿様御心痛之段可申上様も無之也、とかういたす内、又時廻し之御便着、是ハ三日ノ朝出也、今日午前着、殿様兎角御開ケ不被遊、二日ノ夜又々一段御強ク御座候由、何共絶言語奉恐入候也、

一 東門日乘

一 左京殿明日出立被致候由、岡之丞も供いたし罷越、此度左京殿拜被致被召連候人物は、宇野甚助・本間佐右衛門・田中庄左衛門・櫛田軍次・小林沢之助五人也、岡之丞弟も罷越、上下三十人斗リ（計以下同）供廻リ

也、外ニ御足輕二人、手若党二人有之、

一 左京殿御子息新之允殿被召連候旨承り、夕方罷越御逢有之ニ付、段々筋合申何卒御止メニ相成候様いたし度山は□候へ共、いろく無余儀訳合有之、弥御連レ可被成旨、不及是非候也、段々顔ヲ犯し押詰候得共、不及是非、

一 左京殿へ贈言ニ誠忠之二字書付進候、且少も私意なく誠ニ公ノ御取斗ニて無之候へは、此度は国家ノ太事ゆへ公ノ所ならてハ衆人婦服いたし不申旨、くれく申置、殊外能御聞請有之、直ニ西殿へ御出仕ニ付門外迄一所ニ罷出、御暇乞いたし立分候、最早明朝不罷出旨申置、

一 清兵衛殿も明後日御出府被 仰付候、右ニ付清兵衛殿へも罷越、懸御目、何角御内密ノ談もいたし引取、一晚又、西殿へ御機嫌相伺之、
一 夜分ニ至、左京殿へ万一御跡目ノ御詮儀ニ相成候時之御心得申置、尤晚刻左京殿へ心付ノ義有之候ハ、

無遠慮申聞候様被仰聞ニ付、深夜なから罷出申上置、

三 五月九日（急出府の酒勾清兵衛へ心付を密々言上）

今晚八半時、仙石左京殿御出府、（中略）

一夜ニ入酒勾清兵衛殿へ暇乞ニ罷出、かれ是心付候義（儀）

共密々申上置、右濟而奥へ通りくれ候様御申ニ付□

□、造酒助殿・五郎左衛門殿在坐、酒杯為別去

但し、清兵衛殿留主中何分頼旨、くれく被仰聞、薰妻へ

杯出しくれ候様御申ニ付、杯遣ス、

三 五月十二日（仙石政美死去の報を伝える飛脚到着）

四時前江戸へ御手飛脚足輕式人到着井上三郎左衛門組
角藏西山岡右衛門

組貞殿様御同意ノ由、恐入候御事也、三日八ツ時出立

ニ付八日半と一時之着、殊外早キ事也、右ニ付、即刻

又御手飛脚式人被差立、西山岡右衛門組忠藏
齋藤岩尾組角藏かれ是いた

し、午下刻出立、右ニ付又々々方西殿へ奉伺、扱々恐

入可申上様も無之、

三 五月十六日（仙石造酒助宅を訪ね、機密国事を熱談）

夜訪仙石造酒助大夫、談論、甚熱し、至二更後帰、

此夜大論国事、皆機密不可言也、

三 五月二十三日（仙石造酒助宅を訪ね、密議国事）

夜、造酒大夫へ六ツ半時罷出候様申来、則罷越、四

ッ過迄密議国事、

三 六月朔日（久道、大奸如忠の出典を尋ねる）

去廿六日、自西殿井上源吾ヲ以被 仰付、先日山村

貢殿へ懸御目候古語、不存寄入 御覧、殊外面白被

思召、猶又右様之古語撰上候様、且先年、大佞似忠と

申語申上候様 思召、右は何ニ出居候哉、出処申上候

様被 仰付、是へ十四、五年前御会説ノ席申上候也、大奸如

忠也、能御覚へ被遊候事□□奉存候、其旨申上ル、并ニ先

日於 御前御咄被遊候古語失念仕候ニ付、何卒席ニ伺

具候様源吾へ頼置候処、其儀も近日御認させ被成下思召ノ由御意有之、貢殿へ差出候は、抱朴子ノ語、竭身命殉殉国云々、と常吉ノ語、一命之士云々ノ語と也、

三 六月二日（鷹取己白、減扶持）

夕七時、鷹取己白御宅御用左之通被 仰付、

思召被為在候ニ付高十式人扶持ノ所、七人ふち（扶持）鷹取己白

御減五人ふち被成下、御医師末席、御番御免

三 八月三日（藩主御幼年にて、年経費三千兩減の由）

夕七時、訪造酒助殿、密議国事也、此度御幼年様ニ

御成り被遊候而、江戸御入用老ケ年ニ三千兩違ひ申よし、此度ヲ幸ニ急度御法度改り候様くれく申置、僕

□質素ノ事也、

三 八月六日（造酒の詰問に答える）

夕、経王へ参拜ス、帰路造酒大夫を訪ふ、大夫只今

大殿様ガか様くノ御書来候ト示サル、極内分いかか存ルヤとの事也、大殿様御側向月代改サセテハイカ、ト申□□□□相考、是ハ不宜候、決而御無用御止メ可被成、もし改候様被仰付候ハ、大殿様御不徳ニ成可申と申候、成程尤、左候ハ、其旨ヲ以御□□□□

◎多喜姫様御住ひ、御内所外ニ御普請候ことく有之様

□□□□□□、是ハ此節いかようニも被成、御こらへ

被成候へ、下分一統困究ノ中、御用金差上、御家中

も上ケ米、かれは大ニ下分ノ人氣背ケ可申間、国家

ノ為メニセひく外トノ御普請相止メ候様可然、若

不得止ハ御内所中ノ御住居ノ取締ひいたし差置候様

申上候所、甚尤ノ事、可任其意被仰聞、猶段々不得

止御模様承候事

◎下分御用金自然御用捨筋も候ハ、上納いたし候も

のと、いたさぬものと、上納いたせし顔て少もせぬ

ものと夫々平等ニ参候様、御取斗斗被成度旨精々申述

右ニ付献策有之、

◎此度改而きひしく儉約、風儀質素ニ有之候段、山々申述置、

一小頭以下、今日より月代相改候事、夕西殿へ奉伺候、

三 八月二十九日（荒木玄蕃に忠告）

一、帰路玄蕃殿ヲ訪、御普請ノ事、先妾ノ事、今妾ノ事、以上三ヶ条御意見申、普請之儀と申ハ、去年御勝手方不被 仰付以前よりもくろみの由、無余儀少々建もの致サ子ハナラス都合ノ由ニ候へとも、此節御勝手方頭取被仰付候へは、右ハ是非く御見合被成かよし、下分洵々と謗ルニ至レハ取返し無之事、御自分ノ御都合ヲ御こらへ被成ガヨイカ、洵々ノ謗リヲ御こらへ被成ガヨイカ、貴戚郷ノ様ニ一統言立ル様ニナルト中々取返しハナラス、此所ヲよくく御こらへ被成、今二、三年御待被成ト、至極宜イ 御手庭ノ材木ヲ町へ出して売て御仕舞ナサレ、左アレハ一統手ヲ打て帰服スルト段々申述、ソレハヨク言てくれた、十分考ふトノ答、

随分能聞入ラレタ様也、妾ノ事ハ何分正しく下々ノ謗り無之様トこまく御意見申、是も至極よく御聞有之候、是も国家ノ御為故申入候也、

三 閏八月三日（造酒に上ケ米減額を進言）

四ツ後、経王拝礼、帰路上殿、謁造酒助殿 造酒殿ト御改口有之、御家中上ケ米追々被仰付も御座候半ナレ共、此節銀札六分位ニ成、四分は消シ不申、サレハ正銀壹匁ニ不申成候、右ニ而諸色高直也、（匁）以下同只今諸色殊外高直ナレハ上ケ米いたし居候姿ニ付、此上ノ上ケ米随分少く御取^斗御座候様申述、

三 閏八月二十一日（造酒と密議国事）

夜、訪造酒殿、密議国事

三 閏八月二十八日（左京、江戸より帰着）

此日仙石左京殿御帰着、夜五ツ時御宅迄罷出、いま

た西殿を御帰無之、待合候内酒飯出之、同堀江七兵衛酒飯畢、左京殿御帰、門前ニ而待講謁し、直ニ引取、

四 九月十六日（造酒と密議国事）

雨、夜訪仙石造酒殿、密議国事、密観節儉号令条論四通、借懸附注拙意、賜酒二更後辞去、此夕弘道館ノ事くわしく申置、其訳ハ破却ナラス訳并有金証文御目ニ懸る、

四 九月二十九日（造酒の節儉案文に愼意傍注）

八時を造酒殿へ御用談ニ罷越、節儉号令ノ書付返上愼意傍注、尤町在ノ分ハ残し置再考、此日弘道館有金元利積り書上ル、尤証文式通も上ケ置、

四 十月六日（町在に対する節儉案文に愼意傍注）

六日夕、七半前造酒殿来、先日来被命候節儉号令、其外極内々議国事也、

去ル廿九日、御家中ノ分ハ上ケ置、今日ハ町在ノ分

それく愼意傍注して上ル、殊之外御飲也、九月十六日四通借懸以来昼夜心配、町在ノ模様等それくくわしく下情承り、其上ニて愚意傍注して差出候也、町方ハ嶋屋藤藏・こうしや孫三郎など度々呼寄、くわしく承り、在方ノ模様も□□はしめ其外へも夫々尋問して定之也、別ニ有記、

一、町在御用金ノ事せひく御ゆるめ被成候へ、民ヲ犯し不申候而ハ基立不申、宮津のごとくにては後悔臍ヲかむともかひなしと、せひく当暮御用捨筋ノ御企專要と精々申置、此外経書を度毎ニ引て、何分民ヲ強く不被成候而は、国ノ基立不申事、せひく厚く御勘弁有之度申置、ナンデモ今一応押而同席へ可申述旨被申聞也、此夜造酒殿へ酒□献ス、一汁一菜ニ焼ものとう^豆婦^應のミ也、何分節儉被仰付候事、当節之急務と申事所々申上、暮過ノ籠窟ニて釜かけ清談、入佳興也、四時御帰り、

三 十月十日（左京、良藏に確乎不拔の了見を語る）

放参比（留）仙石左京殿御出、ゆるく御咄、黄昏ニ至り御帰り也、此日左京殿見識得と承り候処、至極面白キ事也、拙者儀ハ格別ノ御筋目ノもの故、何程千万人譏つても構わぬ、上ノ御為ノ事ヲ十分取斗心得（弁）、たとへ上ノ御不審ノ事有ても少も引了簡無之と確乎不拔ノ了簡也、学問筋処も少も不憚心得ノ由、段々存念被申聞、并此度江戸ニ而公儀御取斗筋格別難有事有之ケ条大分承り、并道中筋ニテ諸侯方ノ善政悪政ノ事など所々ニテ承り、何分ニも下百姓を大切ニして一人も鹿略ニ存ぬ様ニ心得子（む）ハナラス事と其訳段々御咄有之、

四 十月二十日（久道、造酒へ御用金・上げ米用捨を下問）

今朝雪三、四寸、寒甚、今夕薄暮ノ造酒殿を訪、迎茶室へ通る、会席通り之料理、釜の声、松風を漲らし幽趣不可言也、造酒殿極内々ニテ被申聞候は、此間西

殿ノ御意ニ承る所、諸色殊外高直（値）ニテ家中一統難儀致由其上上ケ米等いたし候へ、必至と難渋可致、先当分上ケ米不申付致方は有まいか、領分内も何卒用金一旦は用捨致し遣、追而公務ニテも被 仰付節、又々申付候様へいか、可有哉と御意有之、夫レハ誠ニ以難有思召、人君として其思召被為在候ハ、下分格別帰服可仕、既ニ私儀も其思召通り□□最初ニ存付、同席共へも申述候処、其以下一役人共も当分目前之処のミ心付有之、是も無余儀筋も有之、多分ニ随ひ罷在候所、只今ノ御意と符号仕、別而難有奉存候、左候ハ、御家中上ケ米も格別ノ思召ヲ以可被 仰処ヲ当分御用捨被遊、御領分も来年ノ御用金御用捨と被 仰出、追而御公務有之節、可被 仰付旨申渡候様評儀可仕と御請いたし候旨被仰聞、拙者申候ハ、扱々難有御儀共ニ御座候、但志御用金来年ノと申ハよろしからず、せひく当年分軒別・高懸りだけハ御用捨可被遊候、見付ハ当時ノ身上ニ相応見付故、格別いたみニ成不申、軒別・高懸りハ

孤独ノ窮民迄かゝり申故、大ニいたみ申候、せひく
当年〆〇御用捨可被遊候、左なく候而は、名有実なし、
大ニ下ノ氣請不宜候、せひく〜とくり返し〜申
述候処、成程と御承知ニて、左候ハ、何分当年分御用
捨ノ相談いたし可申候と被仰聞、大ニ安心いたし候、

(中略)

一、弘道館ニ御手付或ハ御切ちよめ被成候へは、当 殿
様ノ御不徳也、他所へも聞へ有之事故、くれく申置、
タトヘバ上ノ御住居御切ちよめハよし、学校御切ちよ
めハ御不孝・御不徳ノわけよく〜申置、是大中^(四)困
之論也、并弘道館有銀式百十八貫目ハ御借財ノ高へ御
加へ被成がよし、とくれく申置、

翌 十一月二十八・二十九日(竹野屋五介一件)

廿九日ノ朝小頭吉右衛門呼ニ遣し、竹野や五助^(五)願書
ノ事申談ス、是ハ実ハ一昨廿七日町奉行ノ内々出し可
然旨申聞候故ノ事也、此儀ハ全体ノ所五介罪も有之候

得共、五介へ商売かへ被仰付候事ハ不濟道理也、夫故
先達而〆段々上向へも申達、宿屋商買^(六)たけハ御免被成
可然事と申上候事也、

事由

元来此事起りハ土岐東市殿・堀新九郎殿時分、竹野
屋五介料理仕出し商売いたし、御家中若もの抔風儀阿
しく相成ニ付、御差留メ之処、其後又々止メ不申ニ付、
青竹閉戸被仰付、其後宿屋^(七)斗なし居候処、文政^(四)辛巳・
壬午^(五)兩年上ノ銀主向へノ料理等五介へ被仰付、これ
又々料理仕出し始メ申候、然ル所今年六月博奕宿いた
し候ニ付牢舎被仰付、七月^(八)申立、色々相願、七月十
三日御免有之、其後商売かへ被仰付候ニ付、古道具類
・^(乾)かんぶつ物ノ商買ニかへ申度申達有之、其後いろ
くいたし居申候へ共、仕なれ不申儀ニ付一向広り不
申、難渋仕、無商買ニて罷在候旨申、無余儀御当地立
のき可申哉ニ申居候旨承之、甚以氣ノ毒不便成儀と、
夫〆段々律令ニ相考、明律・唐律・清律并法曹至要抄、

并公儀之律令要略等々と相考候処、博奕ノ令も大抵定
 り知レタル事也、右は已ニ入牢ニテ相済候儀、御法度
 ノ料理屋再応いたし候儀不届なから、巳・午兩年少、
 上ノ御ゆるめ被成候、御さそひも有之候へは、堽令致
 期ノ^(氣か)味も有之、是ハ幾度も罪有之候へは、其罪ニ仰
 付られ、商売之儀はいつれ仕なれたる職を御させ被成
 可然、外ニ類有之商売ヲ彼レ老人ニ限り御留メ被成は
 いかん□□候、宿屋ヲスルト肴ノ取扱スルユへ、又料
 理ヤヲシヨフカトノ御用心ノ由也、猶更以不宜筋合也、
 依之造酒殿・左京殿へも御咄いたし候処、我等存念尤
 と被仰聞、町奉行植松十郎右衛門へも度々能々咄置、
 我等趣意ハ罪ハ阿連^(あればか)□□きひしく被仰付、世間並ノ前々
 ぶいたし来り候商売はいたさせ候か筋也、夫レも一統
 御法度ノ料理屋ハ□□御止メ被成、宿屋ノ方ハ御させ
 被成かよろし、大工ノ得手ニ表具ヤヲせひとハ無理也、
 其上和漢ノ律ニモ罪有ニよつて得手たる商売かへると
 申事ハ無之と申意也、今朝玄蕃殿御出仕前参り、御逢、

いろ／＼右ノ訳申候へとも一円ニ御聞入なく、唯々五
 介不届ものゆへ、いつ迄も本ノ商売サセルヲハならぬ
 との事、其上五介か申ニ、此度私かケ様ニ成たハ玄蕃
 様ノ被成た事しやノと御政事ヲ誹謗したなど、殊外御
 立腹ニテ中々御聞入無之、一々我等存念申述理解いた
 し候へとも、兎角耳ニ不入、終リニ、中々少も遠慮な
 く、それハ阿なた様ノ御一がひと申もの也、乍憚御年
 若ゆへいまた御勘弁無之と申もの也、先第一ニ民ノ父
 母たる情ニテ御覧被成候へ、子か何度悪ひ事いたし候
 而も叱りなから不便ニ存るか親ノ情なり、先々此情ヲ
 以て厚く御勘弁被成かよし、御出仕前故、先々引取可
 申と罷帰候、卅日無事

癸 十二月三日 (荒木玄蕃、勝手方懸り罷免)

荒木玄蕃殿御勝手方無滞御免、此夜斎藤岩尾来話、
 至二更帰去、

翌 十二月九日 (藩務職制、文政四年以前の制に還る)

今日御用召、御郡奉行四人 太田・稲垣・土岐・太田彦
元方勘定奉行兼帶無滞 御免、御紋付御上下一具い
被下之、元方御勘定奉行へは、本間甚右衛門・竹村次
郎右衛門・西山善右衛門被 仰付、吟味役関口貽助五
拾俵五人扶持・土肥兵右衛門御免にて引請役ニ成、重田
甚五兵衛は御藏元ノ席御勘定奉行差添被 仰付、井上
藤兵衛・白杉平兵衛御取メ頭取被 仰付、惣而内藏允
殿時ノ通りニ相成候也、大ナル御転法也、鷲見九郎右
衛門御代官御免手習所世話役被 仰付、酒井兵太夫御
代官へ帰役被仰付、

一、夜訪造酒殿御用談也、第一ニ下分御用金ノ事御宥
免被成候様と申儀、先達而々度々申上御承知ニ候処、
又々今日は御郡奉行などへ御聞合被仰付候処、先々当
節御宥免^(あるべ)から須と申旨被仰聞候ニ付、段々経書
ノ語を引、ケ様く筋合民ノ父母たるものハ此所ノ御

ゆるめが第一ノ事、下分さへ帰服いたし候得は何之御
差支も無之事と、段々古聖賢ノ道ヲ以申陳候処、殊外
よく御吞込被成、成程左様なくてハならぬ筋也、せひ
く左様ニ可申談と御申聞にて、先々安心いたし罷帰
尤此御用金ノ一段は御政事第一ノ御大切ノ事と心を尽
し、山々申述ようく右ノ通りニ相成候也、

翌 十二月二十一日 (竹野屋五介、宿屋商売御免)

一、夕方竹野屋五介、宿屋商売御免有之、玄蕃殿、先
日ノ諫言御用被成候段、大ニ感心いたし候、

翌 十二月二十四日 (造酒、極々内密事を良藏に下問)

夜、訪造酒殿、極々御内密事御咄有之、予御答ニそ
れハ、御向ノ被成方ニ御構ひ不被成、唯々御自身ノ誠
ヲ以て御阿しらひ、直道無憂行路難ノ意ヲ以答置、殊
外御歛被成、今晚はよく寝られ可申と御歛也、^{□□}ノ
御用金ノ事、又々申候処、何分春ニいたし候様御郡奉

行申聞候ニ付、先春ノ事ニいたし何分ゆるめ申様ニ
 いたし可申と、くれぐれ被仰聞先々安堵也、

(5) 文政九年(『乙未記事』所収)(五一歳)

吾 九月十七日(磯野源太左衛門逆上、良藏は蟄居・隠居)

九月十七日文政九年丙戌家来久米藏外ノ承帰申候は、昨日
 磯野様御役御免御願被成由、なんでも大変か起た、腹
 を切人が出来よふと大評判いたし候旨申聞、其後段々
 世評之趣追々承る所、以之外之大変、併何一つ慥成事
 も無之、唯世評のみ承る事也、其大略は、昨十六日磯
 野殿御用番仙石主計殿御宅へ願書を以て、御役御赦免
 之願被差出候由、其願書之旨は一向相知れ不申候へ共、
 世評にては、造酒殿・清兵衛殿を相手取被差出候とも
 申、何一つ慥成事は無之候、右御用番御宅へ御出、其
 後直に岩田静馬殿御宅へ御出、口上にて、造酒殿・清
 兵衛殿并(東門)我等事を大声にて散々のしり被申候由に承

る、其大略は、我等飲食を以て造酒殿・清兵衛殿を招き、
 だまして味方へ引込、磯野殿を讒訴して落す(たくら以下同)
 候と申が主意の由、并奉行職も被仰付置候處、其
 筋をつたわず外ノ差いろいに預り、勤前相済不申、御
 役は勤まらぬと申所を以て御免被願候由、是は慥に承候、
 乍併我等天地神明に誓て造酒殿・清兵衛殿をだまし、
 磯野殿を落すなど云事はゆめぐ不存事ゆへ、少し
 も動し不申候、此上は天道次第と落付罷在候、其上造
 酒殿・清兵衛殿有之候得は、上ノ夫々御尋問無之ては
 御捌はあるましと存居候内、追々承り候へは、磯野殿
 けしからぬ大かんしゃくにて、主計殿に願ひ出らるゝ
 節も、誠に家内中鳴渡る程之大怒りにて、妻子もいか
 くに思わは離縁いたすとの申渡有之、上御捌之模様
 寄、直様立退くと具足櫃へ捧通し、模様にて切腹
 すると、切腹の用意も三宝にのせ座敷に飾って有之と
 云位の勢也、其勢にて主計殿へ玄関ノ通、願書被出候
 由、其帰りに静馬殿へ参られ、大声にて造酒殿・清兵

衛殿并我等事を悪口雑言にて、帰りに玄関にて源太左衛門が士は今日限でござる、と云捨て被帰候由、長良才助磯野殿へ参候処、模様次第立退候に付、家財不残其方へ相渡す、金子を急に用意致しくれ候へと申談の由、十六日之晩敷、造酒殿・清兵衛殿ののなだめに、土岐雄之丞参候由、然る処、磯野殿以之外大かんしゃくにて、おのれ造酒・清兵衛、此方を深ひ所へやらふとした、今にも参たなら真二つにいたしてやると、火の入れて座敷に有之火鉢を取て打付、誠に狂気のことく有之候由、其座へ参り合せ居候出入のもの其火をすくひ、灰をすくひ、取まつべ候由、則火をすくひ候扇のあまぶれたるを持居候云々、扱又八月四日弘道館御会説歸りに、路次造酒殿・清兵衛殿を我等方へ招待、対来閣にて酒食振舞、其節頼込候て磯野殿を落す工みをいたし候旨、世評専ら有之、磯野殿も専ら此事を御申達の由、此ヶ条隣家増田右源太口出申候事の由、けしからざる事、一向此方に覺無之事故、構ひ不申候

共、七月五日にきひしく儉約被仰出、親類たりとも招待不相成処、間もなく右之通にては我等も御両所の方濟不申、依之可申達哉と存候へ共、其所を以て申候得は定而其御云訳は可被成事と察し、先々見合罷在候云々、

又曰く、此度磯野殿大怒りにて御役御免被願候訳は、一つには、八月四日造酒殿・清兵衛殿を我等招待いたし、対来閣にて酒食振舞弘道館の事頼込、三人一所になり、磯野殿を落す工みをいたしたと申候事、二つには、御締役伺書に講師を省き候儀を磯野殿へ不申達、当時懸り御免之造酒殿へ内達いたし、造酒殿も磯野殿を差置て金沢半藏を呼、強く尋問有之候事、三つには、清兵衛殿弘道館懸り御免被願候節、同役磯野殿へ相談なしに被願候、其起りは、磯野殿の金沢半藏へ、良藏は兎角見識を取たかつて諸事差出る、相談すれば手後れに成故良藏へ相談に不及取斗候様御談有之候由、尤(旨)是は親類の心添にて表立候申談には無之旨御申之由、

夫れを金沢半蔵同役恵崎又左衛門に示合せ居候処、又左衛門弘道館にて酒勾薰迄申、清兵衛殿へ申達候は、私共新役にて中々先例故格を破候様の事は不仕候、然る所、源太左衛門殿御談しにて前文の趣にて、諸事良藏へ相談に及不申旨被仰談有之、夫故、先例故格と違へ申候、私共一存にて中々先格に違申事不仕候、此段申上呉候様との儀之由、清兵衛殿弘道館懸り御免被願候前の事故、其事に付御免御願之様被存、右様之所、我等と造酒殿・清兵衛殿も一所に成、磯野を落すと思われ候由之世評也、然れ共、我等において少も曇り無之候、先づ第一に、八月四日弘道館御会読歸りに造酒殿・清兵衛殿を招待いたし候なと誠に跡もなき事に候、其日は宮津より縁談定り 記者云長子一太郎の縁談なり 万事取極めの為め、先方出入町人宮津魚屋みよし屋市郎右衛門罷越候に付、昼九つ過ぐ後園丁寧に掃除等させ、我等は御会読に罷出、薄暮引取候処、丁と其節みよし屋も参候、暮ぬ先き後園一覽いたし候様にと自然対来閣之辺皆々

見せ申候、其節取持に罷越候もの、宗鏡寺町丁字屋喜兵衛・八木町升屋利右衛門・御中間依田庄八にて候、昼後より掃除いたし、薄暮賑々敷ゆへ、隣家増田右源太方にて、造酒殿・清兵衛殿弘道館歸りに路次々御立寄、対来閣にて酒食出し候様実に存候て、外へも咄、磯野殿へも申候、隣家にて見たといふもの故、磯野殿誠と思われたも尤の事也、右源太方にて造酒殿・清兵衛殿と存候も、存当り有之候は、弘道館にて会読後、造酒殿・清兵衛殿・静馬殿・主計殿始御用人衆も右源太宅一覽いたし度被申に付、書齋(敷)之南障子あけ候処、あれが右源太門か、あれが座舖(敷)かと大声にて被申、其節右源太宅には大工共肝を潰しかがみ申候由、其つづき故造酒殿・清兵衛殿と考候と見へ候、併我等は軽き身分に候へとも、御兩人は御重役の事、七月五日敵敷被仰出に我等方へ御出、酒食等被成候而て、其一ヶ条にても済ぬ事、夫れを不吟味にして右源太口(餘以下同)中触し候事、是は大に右源太不行届至極の義、何共不相濟事、

何ぞ存念にても有之義哉と申人も有之候、我等は、右
 右源太口出候事、急度証人取居候故、若し上へ申達
 吟味いたし候は、右源太は大なる罪可有之、乍併是は
 いらぬ事、我身を潔白にする為め人を罪に落すは君子
 の為す所にあらずと、こらへて仕舞、何事も天命と一
 決いたし候、又造酒殿・清兵衛殿を取組て磯野殿を讒
 訴し落す工みと申事、誠に天地神明も御照覧あれ、我
 等胸中に向無之、造酒殿・清兵衛殿ともに磯野殿と
 代々近親、誠に一つ家同様の中、殊に御年寄御同役之
 義、此方体が一言も讒訴の、落すのと申事申出さるゝ
 事か、尤近来弘道館段々風儀あしく成り、諸生共長者
 を十分あなどり、誠に無礼至極の義にて、第一孝弟の
 道立不申、(仙石久行)大慈院様厚き御趣意も消へ申様にて嘆ケ敷、
 領珠院殿記者云、仙石内藏、允大夫(久賢)なり格別御骨被折候義、追々乱れ、
 先例古格も破れ、五十年来続き来り候被下ものも皆無
 に成(被下ものとは成績よき生徒に賞品を賜ふを云ふ)、
 誠に以嘆ケ敷義無此上、右に付ては、此ヶ条ヶ条は磯

野殿御取斗如何可有之哉、私は臍落いたし不申と申位
 の事は御咄申候事も有之候、是は物事筋合を正しく不
 申候ては其筋合分不申に付、弘道館風儀くずれ不治り
 を嘆息之余りに申候事にて、決て磯野殿を讒すると申
 にては無之候、讒すると申すは、筋を不筋と申、理を
 非にまげて申なす事を申候、我等申所は、天地神明も
 御照覧あれ一点も違候事は不申候、又御締役・講師連
 名にて伺来候伺書を、御締役一名にて三度迄したため
 候を、八月朔日御締役中へ急度申候訳を直に御奉行御
 両所之内酒勾殿へ申達候、是も磯野殿へ申達候はは可
 宜候得共、兼而七月廿九日藤助承之、諸事良藏へ相
 談に不及旨御談有之候事存罷在候故、左様な所へ申達
 る事は好而争論に参る様成もの故、どちらも御奉行の
 事ゆへ酒勾殿へ参申候、是は八月朔日夕方也、八月十
 三日に酒勾殿御懸り御免被遊候、造酒殿は申達には無
 之、領珠院殿以来代々御懸り格別之事故、嘆息之あま
 り御咄申候のみにて、決而酒勾殿同様に申候にては無

之候、全体金半へ親類之御心添にても良蔵は兎角見識を取たがり、諸事差出る、相談すれば手後れに成故相談に不及など申御談しは、磯野殿思召如何有之哉、磯野殿御重役の事、右様に思召候は、上へ申上、文化二年の同役同様館中之儀は万端懇談の上取斗候様との被仰付を又御改革有之、以来は御締役・講師別々に而相談に不及と被仰出表立有之候は、我等一言申分無之候、御締役にても、くさいものにふたをするように、先例古格を破りながら我等へいろいろちんじて申くるめ候事、正しき道に候哉、我等は分り兼候、

『東門日乗』に曰く、文政九年十月廿五日、今日御用召多く、左京殿折々出仕、大要に預り候様、登殿・(山村)貢殿御年寄、(竹村)丹解・(長岡)右中御用人、其他不暇奉、

『丙戌篇』の書後に曰く、此件磯野一箇之事と存居候処、左京其節御役御免中、大なる巧みにて、磯野狂人の如く大かんしゃく有之を見込で毎日兩三度使を磯野へ遣し、磯野をけしかけ、造酒殿・清兵衛殿を取て

落す巧み顯然と江戸表にて御糺し之内に相分り候よし、扱々恐巧言驚入申候、果して造酒殿・清兵衛殿御役御免之翌日、左京我手に掃役いたし諸事取捌申候也、

* 『乙未記事』とは桜井勉が編した仙石騒動に関する書籍で、これに所収の『丙戌編』とは、文政九年の件をのちに桜井東門が想起して編した文書である。

2 隠居生活の日々、藩政からは疎外

(1) 文政十一年(五三歳)

五 二月五日(弘道館改革の模様を聞く)

今朝井上貞吉来、明後七日積業に付、酒三献之式立候而祝文も読候様被仰談候ニ付、一向旧記もなし、相談いたす所もなくこまり入申候、何卒内々差図いたしくれ候様との頼ニ付、夫々申聞、積業億記かし申候、

且極内々御改革之儀御談有之、是迄の御法さつはり崩して仕舞ひ、手習所同様ニ世話役の様之もの拵へ、長者は□□皆取候様との御談ノ由、武芸同様ニして、するものハセよ、セぬものは勝手次第、席の段格もなし、転席昇進もなしとの御趣意ノ由、以後寮長ニ被召出なとも相止候旨、扱々驚入たる事也、貞吉も肝を潰し、何分考へくれ候様ニと精々頼候故、先考へ可申と申置、供午食八後歸去、

三 五月二十日（荒木玄蕃の慰問に対し、面会を謝絶）

五ツ半比荒木玄蕃殿御出御通り、段々丁寧不一形候、且我等へ御逢被成度御申聞ニは、久々不懸御目、人情懸御目度、且幼年ヲ御セわニ成候御師弟の所を以、御役外ニ懸御目度との事也、誠ニく思召忝、言語ニ難尽候得共、御役柄之儀猶更無余儀断申候、御上は御用多中、御尋被成下上、御逢も被成下度との御事、誠ニく難有難申尽、私も懸御目度、飛立程ニ奉存候へ共、

此節勤も無之私事、セメテ被仰付を嚴重ニ慎罷在候事御奉公之一統相考、逢不申ニ付、誠ニく残念此上なく奉存候へ共、今日ハ御延引被成下、又々折を以御逢奉願度と三郎を以申上候、成程御尤之儀、兼而御趣意も次大夫ヲ承知居候へ共、御目ニかゝらざれハ不安堵之様ニて、御役外御師弟ノ所ニて懸御目度と申候得は、御趣意御尤ニ付、左候ハ、又々折を以可懸御目申聞候、暫く御咄、御帰被成候、扱々御厚キ事感心いたし候、三郎早速御礼ニ遣ス、我等一筆書キ、過刻は段々御厚キ思召、とかふ申様無之、咄度儀相催し難有奉存候旨書付為持遣ス、尤御直ニ上ケ候様申付、下女と御帰ヲ見候処、鷺見・□□・左兵衛殿なども御申置ノよし、我等方斗御通り也、

*荒木玄蕃は五月十七日夜、江戸より帰着、良藏は蛭居中のため玄蕃との面会を謝絶。

三 六月朔日（御用金上納邪魔の嫌疑をかけられる）

中沢嘉左衛門来、手前（嘉左衛門・良藏次男・宗鏡寺住職）三郎訪正堂和尚々々々々咄しニ、

御親父様ノ事いろく私存念ニて申候得共、未済候、（盤居中の意）

御親父様、此前ノ御用金ヲ上ケぬ様ニ邪魔被成候よし

ニ候、此度も御用金が濟ねハ埒明又姿也と申候よし、

扱々不□□□□キ不及是非候、我等御用金ヲ上ケヨく

とかつて申つれ、決て上ケナト申□□□□以無之候、尤甲（文政）

申ノ年、造酒殿へ成たけ上には御手ヲ詰られ、下へは

決て御用金御かけ被成ぬ様ニと申事ハ度々申候へ共、

下々上ケナトいふ事決而不申候ニ右様の評如何之事歟

双峰院氏熊沢ノ所謂君も太夫も衆人も我ヲ知らぬと申事、古今

一轍、天ニ誓て少も恥かしから須候、尤正堂へ我等

少もく頼不申候、唯当人了簡にて申込候由、我等は

上ノ□所ハ少もく構不申、唯々自身ノ明明徳止至善

の所のミ考究いたし天へ奉公いたし候、小人ともノ知

らぬハ其はず也、

四 六月二日（御用金上納に苦しむ領民）

此夜喜藏・愛三なと来、お順へ話候由、（中略）○喜

藏云、美合御用金上ケルニいろく工面しても出来須、

田畑も牛も売てようく調達いたし上候もの有之、承

つてイヤラシイ様など咄候由、可憐之至也、

五 六月十一日（荒木玄蕃、大借銀のうわさ）

夜二更前中沢加左衛門来、月色時々照席、三更婦去、

加左云、大沢勇次・玄蕃殿妄書妄判して□目余借銀

いたし、其事大ニ六ツかしく迎も勤は成不申との事也、

扱々驚入候、津田丹次も御厩銀引込、此事もむつかし

く候由、扱々やかましい世の中也、

六 六月二十七日（荒木玄蕃、年寄役罷免）

一、今夕七時御用番山田八左衛門殿宅へ御用召

思召被為在御役御免、席主計殿次

折々出仕、御城代問詰

荒木玄蕃殿

同上 御長柄奉行格

下地御用人

大家甚大夫

下地御勘定奉行

同上 御目付格

土岐雄之丞也

右ノ通被 仰付、いづれも慎被 仰付候由、扱々長嘆息ノ至也、玄蕃殿家にて、岩田殿・主計殿両所ノ次と申は珍敷事也、三郎早々玄蕃殿へ遣ス、裏門、通路有之由、

毛 七月二十七日 (桜井良藏、蟄居御免)

午後多田弥太郎方へ御差紙御小姓頭本間市左衛門殿
ノ到来、桜井一太郎へ御用有之ニ付今七時拙宅へ罷出
候様との儀也、七ツ前々多田弥太郎名代罷出候処、杉
原官兵衛列座、御小姓頭組御目付一瀬利三太立会、市
左衛門被申渡、一太郎父良藏儀、思召被為在先達而蟄
居・蟄居被仰付置候処、今般格別之御仁恕ヲ以蟄居
御免被遊候、右之通ニ候、御礼、御年寄・御小姓頭・
御用人皆勤、
江戶 (一太郎力) 留主も勤之、御年寄は左京殿
・静馬殿・与惣殿・弾右衛門殿・貢殿・登殿・八左衛

門殿也、御小姓頭へ堀七郎兵衛殿・本間市左衛門殿也、

七半比相知レ申候、其以前出入のものへ為知遣ス、

田中伊兵衛・中西谷猿・中沢加左衛門来、口上書認
之、親類御礼も弥太郎勤之、御用番は岩田静馬殿也、

静馬殿ノ御文被下、

仙石左京殿使岡之丞来、殊外深切ノ御口上也、夜乘
竹彌・太田官三郎・太田忠兵衛贈酒来、厚意可喜、其
外来客雑沓不暇数々参、皆々大悦無尽、予は悦ハ悦な
れとも兼而覚悟いたし詰々、御免アリトイヘトモ門外
へ出る心得決而無之、心神坦然たり、来賀者五十人、
服部武夫・草川縫之助・舟木辺来、道義を談須、皆々
大ニ喜ビ申候、

又 七月二十九日 (大森登来り、蟄居御免を喜ぶ)

一、今朝大森登殿来賀、さすが旧交ゆへ殊ニ深切也、
一通り此度御免ノ欲被申、且被申聞候は、御蟄居中格
別御慎シミ宜旨承知致候、中々外ニは出来不申儀致感

心候、御内々大殿様ニも御承知被遊候旨被申□□、我等中々慎不行届、心ニ存候程ハ出来不申所、右通被申聞大慶ニも存候ヘ共、猶又恐懼いたし候、

一、登殿は一昨年ノ大變ノ時、御用人ニて、山村と兩人此評議ニ加り、左京殿宅にて静馬殿・大森・山村四人評儀ノ上取斗有之候由、其節承知罷在候ニ付、わざと一昨年以來之我等慎并修行之阿らまし咄置候、随分ひかへ候得とも、少々激烈ニ成申候、登殿其所ニさへ御落付候て申分無之、至極尤と被申聞候、□日より御用番ゆへ強而今日罷出候と被申聞候、厚意也、

(貼紙)「登殿へ申述候は、大抵近藤龜藏へ与へ候書面之趣意也、唯少々激烈ニ成候は、終りに、御手前様トハ兼□□互ニ賜も引出候御咄合仕候事、物数不申とも私賜も御存之儀、御手前様ノ御腹中も存居候事、私一言も上へ対し申訳ハ仕らぬ、此所ハ御察被下よと申、□し不覚詞鋒手強く成、此□□不_(不)及是非候、格別懇意ニ咄□□□也、」

五 八月朔日(乗竹弼の忠告を悦ぶ)

乗竹弼参り忠告いたし候は、此度ノ御免格別御慎宜ニ付、早く御免□□趣と世間にて申候旨申聞候故、イヤ中々私存候程慎も届不申、伊木町ニ居候ハ、随分も出来可申候得共、爰ハ手せま故中々届不申と申候所、イヤ其ノ手せまなる所にてノ御慎故、猶更外にて感心致すと申候、右慎外ニても感心致位ノ儀、直々御蟄居中ノ事も、外々ノ手本と成申候、然れば此後猶更万事御慎被成ねハ是迄ノ御慎無ニ成申候、第一先当分は是迄通り御慎被成候て他出被成ぬがよい、并御重役方へは、とんと御出被成ぬかよい、外ニても目ヲ付て、又良藏か何ヲ仕出さか知らぬがと評大□□ニ成ては、御大切じや、是迄がちと其評が有た故よろしからすと被申候、扱々乗竹甚深切難申尽候、我等蟄居中考へ詰候而、たとへ御免有之候而も先暫は他出致申間敷、たとへ他出ノ事有之候而も執政家ノ敷居はまたげ申間敷

と存詰居候ゆへ、其段も咄合自然と符号致候と□ニ悦申候、

〇 八月十一日 (玄蕃への心添不行届に付、江戸年寄慎)

江戸にて玄蕃殿へ心添不行届ニ付、青木与惣殿差ひかへ被 仰付、思召被為在早川保慎被 仰付、斎藤岩尾御門限はつし御不審有之、今日其親類中差ひかへ伺のよし、玄蕃殿名前にて金式十両中野玄専を借用いたし候所、玄蕃殿一向御存無之事のよし、隠居・蟄居之由、仰付、大沢勇次仰付弟信平へ九石二人ふち□番席
三 十月十二日 (宇野甚助来訪)

一 東門日乘

午後宇野甚助来、^四三年来別ノ儘ヲ序、甚助へ、昔日幽蘭舎へ寄宿もいたし居候事ニ付、仁ノ一字ヲはなれ不申様、兎角仁と申候得は、人々大そうニ聞おぢいたし、此方など迎も仁なと申事へと皆棚へ上ケ置候、夫レハ大ニ間違ノ事也、孟子ニも人者人^仁也とも、仁人

心也とも有之、仁をはなれ候へは直ニ禽獸ニ成申候、人として禽獸ノ仲間入りいたし候而は、甚残念ノ事と申聞候処、甚助さすが怜悯ナルモノ故、大ニ感悟致候様子ニ付、仁ノ修行至て今日御用上ニて手近ニ有事ヲ段々申聞候処、殊外感し候様子ニ候、夫レニ付て去冬御家中末分迄御救拝借米出候事と、当年九月ニ皆引落さんと被成候□□、御家中末分まで当惑ニ付てノ事と、米や吉郎右衛門不便不万ナル事と、上記ケ条いかゞ取斗宜キものならんと申聞候故、其儀ハ御政事ゆへ我等申かたく候と申候所、イヤ何卒思召被仰聞被下候へは大ニ惣体ノ為メ筋ニ成候と申聞候ゆへ、イヤ、御為成ても為ニ成(不申)ても此儀斗は神明ニ誓置候ニ付、決て不申候と申候所、又押而申候故、イヤ、去年十月朔日礼服にて神明ニ誓候故、御政事ノ事へとんといわぬとこたへ申候、暫く罷在辞去、此夜雨、

(2) 天保三年(『乙未記事』所収)(五七歳)

三 正月十七日(荒木玄蕃ら四重臣、久道へ上書)

午後升屋利右衛門来云、昨日西御殿へ荒木様と^(前石)□□^(石)酒勾様を召候由、夕方山村様も召候由、何か大変と□□と申帰候、無程、一太郎外が帰り并に池口忠恕亦来、皆云、玄蕃殿・主計殿・清兵衛殿、西殿へ出仕、御目見被願、五つ半時が九つ半比^(頃)迄被居候由、玄蕃殿最初之御申上に、私は不都束至極の者、中々箇様の事申上の身分に無之候へ共、私方の家が申上まする此所を分而御聞被成置被下候様と被申上候、何か知らず、今早朝を左京殿にても御同席御寄合御座候由、玄蕃殿にも酒勾・早川等参被居候由、主計殿も大方被参候ならんと申候、

三 正月十八日(左京ら野間へ出向く)

此日、左京殿・静馬殿・弾右衛門殿ともに野間へ被参候由、人氣のさわぎを鎮んとの計ならんと云ふ、

四 正月二十二日(玄蕃ら四重臣の処分発令)

広瀬起齋来云、今日七時御宅御用有之、谷山は殊之外にぎやかに御座りますと、誰々と尋候へは、玄蕃様・主計様・清兵衛様・五郎右衛門様と申候、誠に肝を潰し申候、一太郎五ツ過帰来、漸く御宅御用承知、左之通、

荒木玄蕃殿

式百石減知、高千五百石、せかれ信太郎へ被下、
 隠居・逼塞、信太郎幼年に付、七百五十石被下、
 仙石主計殿

百石減知、高千石、せかれ富太郎へ被下、隠居・
 逼塞、富太郎幼年に付、五百石被下、

酒勾清兵衛殿

百石減知、二百五十石、せかれ薫へ被下、隠居・

蟄居、

原 五郎右衛門

五十石減知、貳百五十石、せかれ敏太郎へ被下、
隠居・逼塞、

右之通被仰付候よし、誠に誠に驚入、長大息之外無御
座候、くれくれも長大息のみ、我竊に此末之所甚恐入、
幼君之御事、御家之大事に至る様之事無之様にと、挙
祈念之外無他候、恐るへし、々々々々、々々々々、

① 石門日曆

竈 正月十六日 (仙石主計ら西御殿へ出仕)

今朝仙石主計殿・荒木玄蕃殿・酒匂清兵衛殿大殿様
へ御目見被相願、朝五半頃出仕、九過退出被致候由、

突 正月二十二日 (主計・玄蕃らの処分発令)

(処分内容は『東門日乘』との重複を避け略す)

右之通被仰付、三人之衆中去十六日大殿様へ御目通被
相願候以来、日々打寄内談有之候由、尤當時御年寄衆
之方も日々寄合有之候趣、何事を被申候哉不相分候へ
共、御勝手方近年不足儀共多候付、右を被申上候事と
被察候、然所、大殿様十六日御目通有之、却て十七日
以後は御目見も無之、如何之成行候哉、如此傾覆に及
候儀、扱々国家之大変、恐入候事也、御家にて三家と
申候内、貳家同日右之通相成候事、扱々無是非次第、
此節御勝手仙石左京殿頭取にて、岩田静馬殿・青木弾
右衛門殿・山村貢殿四人也、乍然先左京殿一存也、左
京殿仁慈之心も有之人、才氣も衆に超候事、急度大事
を成すへき人物候へ共、其下に付候関口助助など、収
斂臣と盗臣を兼候人物にて、己れ七拾石の高にて妾兩
人・下男老人・下女老人・馬老疋差置、驕奢に長し自
由自在致し、江戸御屋舖は殿様御居間・奥様貞恭院様
御居間雨もり候次第、殿様御清書御手習之御紙さへも
差上不申程之事、御郡中は収斂つよく、町方へは運上

たと色々申付、其外種々之新法を始め、衆人を困しめ、天怒人怨と申姿也、三人之衆猷立にて此所少しは明りも入可申哉と諸人楽居候所、却て右通被仰付、心あるものは国家危急をおそれをなし候也、此上如何成行候哉、誠に安き心も無之候、何分一之姦賊を誅し不申候ては、国家太平を□□申問(殿)舖候、此姦賊の妙に左京殿へ□し候ゆへ諸人致方無之也、宇野甚助事、去冬以来大病にて京まかへり居候所、此男角力の元をして五百兩余損を致し、夫を(それ)うめんとて大坂にて米相場致、壹万の誤の誤 三千石程損致、右にてふさき候か病根と申事、御家中・町在一般の風評也、虚実は不知、何分上下人心洵々、可嘆可恐、

㊦ 正月二十三日 (桜井一太郎、酒勾清兵衛極密面会)

夜、酒勾清兵衛を訪、極密に而面会、段々先日以来の様子承る、大段之処、主計殿・玄蕃殿・清兵衛殿・五郎右衛門四人にて、御勝手向心付之儀被致上書候也、

世禄之臣に而、心附不申上候は不忠之至と存付候而之事也、右上書三人に而差出、猶又口上に而も委曲被申上、御取用ひに相成不申候は、此書面此ま、御下げ可被下、御用部屋之向江御見せ被成下候節は、却而跡々治りも不宜、御為にも相成不申に付、決而御他見無御座候様申上候処、何分誰そへ相談も致不申候而は不相成と御意有之候に付、左候は、大森登は正直之人物、右江御意有之可然被申上、御承知にて、其夕大森を召候而御内々御意有之候由、老公も先右之思召と相見へ候所、三人之衆御目見被相願候事、早速左京殿へ致注進候向有之、左京殿直に貢殿江内談有之候哉、前後如何之御模様候哉、大殿様右之一条、御用部屋御方々へ一々御物語有之候哉、存外之成行、乍去兼而覚悟致居候事、此節聊遺恨無之、致安心候様被申、良久談し而去る云々、

㊧ 正月二十七日 (一太郎、上書の不首尾を嘆く)

近来御勝手方敵酷の政多く、上下憤怨する折柄故、十が八・九は三人之衆被出候へはと相願候心有之候処、右の成行、皆々気□に存候而、町在は残念かり候様に相聞ゆ、

*文書番号六五〇六八は、石門日曆より抽出する。

(3) 天保四年(五八歳)

究 八月二十七日(仙石久道発病、半身不随)

熊谷与市来、(中略)又云、大殿様当月初々御不例、不斗御右ノ半身御不叶ノ様にて、甚以心配至極仕候ニ付、愚昧之私外ニ致方無之、一宮へ参詣仕、祈願を起し、千社へ参拜、御武運□□ヲ祈り度、尤勤仕ノ身分他所へ出る事不相成候得は、此辺にて□て小祠□□ニ入、千社ニ致度存候、いかゞ不苦事ニ御座候やと申聞候故、予、得と考、誠心より発たる事ニ候得は随分宜と存候、但し御家内へも御咄無之、誠ノ隠徳被行候事

可然、左候得は随分可然様存ると申答候、

㊦ 九月晦日(年寄青木・山村急出府)

今朝青木弾右衛門殿・山村貞殿江戸急出府、不知何事、可警怪也、会業如例、

㊧ 十月二十一日(借銀出入関係者四人帰国、謹慎)

一昨十九日夜、自江戸増田七郎・早川保・石原新吾・会田岡太郎到着、清水御長屋へ相慎罷在候様被仰付、

㊨ 十一月十六日(青木・山村帰国)

会業如例、此日青木・山村二大夫從江戸帰着、

㊩ 十一月二十九日(出作の大藪領民、出石御用金を嫌う)

河合牧太来喫茶去、牧太云、大藪領出作モノ広谷養父市場ニ百五十人斗有之、ソレへ高懸り之御頼金有之、

百四十人ハ承知いたし候所、養父十人斗りノもの不承知にて、とふても出さぬといふ、夫レにてハ事ノ大敗レニ成、気毒ニ付何卒養父ノものへ御教諭御理害被仰聞被下様ニと申候故、イヤ〜其事、七里ケンハイナラス〜、風花雪月ノ事ナラ申ませふ、其他ノ事ハ御断〜、此方重役ノもの咄も御政事向ニ似寄たる事ハ一切断て不承候と申切候、牧太も成程と感心いたしたる姿也、其余いろ〜道徳ノ咄ニ及、二・三条教諭してかへしぬ、

酉 十二月二十五日 (本間左中処分される)

此夕七時、本間左中・麻見四郎兵衛御宅御用之由、

気毒千万之至也、(中略)

二十石減知、御目付格

本間 左中

隠居、せかれへ五十石五人扶持被下 麻見四郎兵衛

本間ハ御用人、麻見ハ御長柄奉行格、大奥様御附ナリ、

本間廉直潔清ノ士、惜むへし〜、鳴、恐懼戒慎スへ

シ、戦々競々スヘシ、

亥 十二月二十六日 (河野瀬兵衛捕らえられる)

河野瀬兵衛在播州、御郡組捕取来、可痛哉、今宵転

来入揚屋云、

子 十二月二十七日 (河野瀬兵衛身柄取りに失敗)

河野^(野)瀬兵衛生野にて召捕ノ処、御陣屋を渡し不申、昨

日山本耕兵衛・永井喜右衛門行、尚不渡、今日岩田丹大夫行候由、

丑 十二月晦日 (河野瀬兵衛召し捕りの顛末)

自廿六日至今日御美晴、北地如此可怪也、今夕山本

耕兵衛急出府、道中大急之様子、可怪、皆云、河野瀬兵衛事也、瀬兵衛生野地役人渡部角大夫別荘ニ居候ヲ

踏込、召捕、駕籠ニノセ、御門ヲ病人かごと申通り候処、跡を被呼返、公儀ノ御門偽テ通候段不都束、并御

門内ニテ召捕候義、何之案内も無之、其□六ツケ敷相成□□しや、昨日も警固役一人・御足軽五人・小頭一人・御中間三人參候由、けしからぬ大變也、昨日御勤定奉行植松十郎右衛門、此比ハ氣ノヘル程御金が出候と河合へ咄候よし、河合被申候、今年ハ御取箇是迄無之十分也、米ハ高直也、此様ノ不時ナケレバ十分じやニ一升ノ袋ニハ一升じやと被申候、予ハ帰宅後ヒソカニ長嘆息し、皆是財悖而入者亦悖而出也と存候、今年ノ下分困究いわん方なし、スウテモモンデモ取レ、取尽子ハ置スト申御法也、下郷三宅村庄や父子追放被仰付も不納故也、乍然、居其邦不誹其太夫故、一言人ニ散し不申、只々予心中長嘆息致候、

(4) 天保五年(五九歳)

六 元旦(執政陣江戸との往復を繰り返す)

岩田静馬殿御出、逢申候、当三月中出府年旧冬被仰

付候処、今日急出府被仰付、当六日出立、直ニ諾ニ成候故大ニ困入と御申也、杉原官兵衛も同様、是ハ立返ニ被仰付、六日御一所ノよし、扱々恐入候事也、昨日も山本耕兵衛出立致候、河野瀬兵衛事なるへし、何とも恐入、甚恐懼致事也、此瀬兵衛去年離散被仰付候処、左京殿ヲうらみ江戸へ出、御老中へも駕籠訴致、仙石能登様へも訴状なと出候よし、夫レより之さわき也、本間・麻見も其一件ニて不取斗を以、右通被仰付候也、恐懼戒慎すへき事也、噫、瀬兵衛勇氣ハ有之候へとも、聖人ノ道ヲ知らぬ男故、君エ忠ト思ふて君ノ不明ヲ顯し、却而不忠ニ至候、可惜之至也、

七 正月二日(憂い顔の山村貢、心境を語る)

山村貢殿来賀、引青白舎、温體酒談論久々而去、山村ハ瀬兵衛一件ニ付さわかしきを憂たる顔色也、今度岩田・杉原なと出府候事も憂らるゝか、人ハ目出度といへとも目出度氣ニもならぬと被申聞候、是ハ此大變

ニ常之通ニて居る人よりはよろしからん、予ハ素より人事ニ関らざる故、とかふノ申方も無之、只何か知らぬが世間さわがしく恐入たる儀、御心配は御尤千万と申して、夫より昨日読初ニ克己之章致候詩作も示候処、是ハ有かたひ御作しやと被申候、有かたひと申所感心致候、いつれ道義之志有人なり、先達而被仰聞候不愧屋漏と申事、独居之時もこゝじやと存出候居候など咄有之、我等一心有進無退ナンデモ仕て仕ぬかねハ置ぬといふ了簡と申候処、ア、感心ナ事ジャ、其思ひデハ出来ねハならぬと被申候、いろ／＼私心ヲ去ル事など咄合良久而帰らる、極内々今年中ニハ是非致仕すると被申候、

(注) 一 醴酒はあまざけの事

○ 正月三日 (大森登、当今の家中情勢を嘆息)

大塚甚太夫来緩々談去、甚太云、殊之外御用多ニて心配多ナレトモ、先年以来時ニ御教諭被下候、御陰に

て心の置所ヲ少シ解候故、今日迄よわりも致不申と申候、生野ニて瀬兵衛一件極内々咄聞、嘆息致候、且未分きひしき御取簡ノ事も嘆息致候咄申候、有士之士といふへし、緩々談去、大森登殿来賀、茶談良久、当月は御用番ニて今朝も殊之外御用多、いろ／＼御聞及之通ノ面白からぬ事斗り、ア、少ノ間生て居るといふて此様な事を仕て居るといふハ、貴様ノ御身分がうら山敷てならぬと被申聞、我等申候は、先年ノ大変、上へ対恐入候得共、私一人ノ所ハ誠ニ有かたひ事と申答候、

△ 正月八日 (町方には河野びいきの声)

(仙石久大)
二 兎帰云、自江戸能登守様御出被成旨類ニ風評有之、存外之事也、此末如何可大息哉、夜岡部鉄五携蛤七箇来少酌云、町方ノもの申候、河野様がこふじや、ア、じやと申候、河野ヲヒイキスル様ナが恐入た事デコサリマスト申聞候、

二 正月十三日 (左京と路上で面会、殊の外親厚の挨拶)

左京殿ニ一日途中にて逢候処、殊之外親厚之挨拶
長々と有之候、昔年会談ニ度々被参候事なと存出、厚
忝存候ニ付、昨日岡之丞迄此旨通しくれ候様手紙にて
申遣候所、此夕左京殿自筆にて縷々謝来、厚意可喜也、

三 正月十六日 (仙石主計ら糾問の風説)

此日五ツ時西殿へ御年寄申出仕、主計殿・玄蕃殿・
清兵衛・五郎右衛門一時代り別々御呼出し、御用番御
聞糺有之様ノ風説也、予薄暮著簑笠雪景ノ美ナルヲ智
心院迄見ニ参り帰路河合へ年頭ニ立寄候処、庄左衛門
今朝五時より西殿へ相詰、昼も晩も弁当ニ而今以帰不
被申由家内咄也、直様婦可申申候へ共、年頭故強て留
られ一酌して帰候、(医師杉浦)正啓来て云、玄蕃殿・主計殿
ハ親類御預ケ被成と評有之由、噫、如何成事歟、何分
大変也可恐、可懼、可戒、可慎也、四時三郎自武用講

谷野森平宅也(篇脱カ)云、四人共親類預ケ、今夜ハ親類番致候
由、

四 正月十七日 (荒木玄蕃ら四重臣、謝罪文提出)

一太郎云、昨日四人衆、御誤証文書出候由、絶言語
候事也、

五 正月十九日 (荒木玄蕃ら糾問の場の模様)

中沢加左衛門来、此間ノ大変ノ事申、恐入たる事と
申聞候、荒木・仙石・酒勾・原、御脱剣して列座中へ
呼出し尋問有之、四人一人ノ別也、(息)休足も屏風引廻
し火入一ツにて外ニ火もなし、武士ノ御取扱ニテハな
しと申聞候、けしからぬ事、東門私評、(言カ)聖人ノ道不
得止して応ル事也ニ、右ノ四人ノ衆自ら事ヲ起して一
味徒党ノ様ニ西殿へ上書、其上書ノケ条ノ尋問ノよし、
さてノ苦々敷事也、自ラ起シテ上書ナラ、其ケ条ニ
困ル様ノ事ニテハ成不申候、夫レニ困って誤り証文口

書ヲ書上ルト云根ノ十方もナイ事ハナキ道理也、さても〜ト只長嘆息ノ外無之候、

午後正啓来云、今朝夕左京殿へ大寄合有之、御年寄・御用人・御目付皆々詰切也、弥ノ所ハ切腹ニきまつた様子ニ聞へると申候、荒木・酒勾切腹と聞へ候と申聞候、扱々可嘆息之至也、

六 二月朔日（河野一件についての近隣諸藩の風評）

岩田静馬殿・杉原官兵衛殿今晚出府、

今日井上（謙蔵）・山口二生、今度仙石・荒木・酒勾・原四

家之事ニ付、色々評議いたし、他国ノ評恐入候事と、

順亮（山田）ハ此間自丹後帰候由、丹後辺之評散々之事、今ニ

も（諺か）□知（諺か）ニも御成り被成様ニ申候由、右ニ付種々議論い

たし候得共、予ハ恬然として構ひ不申、余リ無言にて

付合阿したる様ニ付、漸クニ私さへなひなら、此様ノ

事ハ出来まいニのふと申候、

*東門、風邪を患い、晦日・朔日・二日服薬、正啓の

往診を受ける。

七 二月十七日（河野瀬兵衛、生野御陣屋へ引き渡し）

夜喜藏来云、今日生野へ相詰候面々引払帰候由、河野瀬兵衛生野御陣屋へ引渡候様自公儀被仰出ニ付、引渡候由、扱々言語同断、不外聞之至也、明日宇野甚助京撰へ出立と称し江戸へ罷越候よし、喜藏云、

八 二月二十二日（良藏蛭居一件は良藏に罪なしとの評）

会業畢時田中伊兵衛来訪、談話良久去、

伊兵衛當時御目付役なれとも、予と格別ニ親しく候

故、決て外へ他言無用と互ニ誓□立にて咄聞候、此度

荒木・仙石・酒勾・原四人ヲ西殿へ御呼出候、何角ノ

御尋問有之、序ニアナタノ先年ノ事も出申候、ア、ア

ノ時ノ事ハ残念ナ事、此節ニ至て阿なたノ御身分ノ明

リサツハリト入りました、申候て、阿なたニ少も罪ノ

ナイト申事よく分り、罪ハ磯野一人ニ歸し申候、全く

磯野ノ私にて、阿なたと不和之所ヲ常々含テ居て、時ヲ得たら仕落さふと目ヲ付て居られた所、弘道館御奉行と被仰付た故、若イモノなどへ手を廻して尻押し、事ヲヲコサセ、手前も大かん志やくを興して、とふとふアノ大変ニ及んだ、ア、残念ナ、アノ時一人志つかりとふんばりノ有人が上ニ有たら、阿なたノ御身分もア、ハナラス、又志かし其人ノナイト云が道ノ行ハレヌトアナタノ御不運トじゃ、是非ニ不及、返ス／＼も残念ナ事と申聞候、又云、上にてハもはや前方ニよく御分りなされた事と見へ、一昨年ノ御屋敷がへなとも中々明りが入ラネバナイハツノ事、大殿様ニも阿なたノ御身分ニ少も罪ノナイト云事ハ能御存と恐察仕りますと申聞候、其語氣どふか此度之にて、大殿様ニもいよく能御存有べしと申様ニ聞へ申候、尤御目付役にてハ、此度始而サツハリト我等ニ罪なく、罪ハ磯野一人ニ帰し申候訳、相分り候と申聞候、

又云、磯野ハ大不□□人、アノ時ハ弘道館ナドモ格

別衰微し、見ル影もない様ニ成たも磯野がノ事也、志有ルモノ甚嘆キ、まだ此節ノ者ハ弘道館ノ盛んな時分ノ御陰テ勤テ居る、是から廿年過てトントイカヌように成ませふと甚嘆息致ます、ケレドモ殿様御入部デモ有て御志□□ト、御一言にて直ニ又興つて参ませふ、何事も時節じゃと申聞候、尤ノ事也、

又云、私なども折々弘道館へ見廻りますニ、弘道館へはいると寒ふ成様ニござります、無是非事と申聞候、是も衰微ヲ形容して申聞候也、

又云、阿なたノ御一分ハ、研究被成、段々徳ヲ御積被成宜ふ御座りますれど、外ニテハ、アツタラ玉ヲ埋メテ置様ナモノト申所ヲ甚嘆ケ數存ますと申聞候、此一言甚満足致候、此一言ハくり返し兩度迄申聞候、

又云、先年阿なたへ蟄居被仰付た時、アレハ影映ひ被仰付じゃ、ア、デハナイ、此節明リノ入タ通りニ云た人が一人ゴザリマシタガ、此節明リノ入タ事ヲ七八年も前ニ申□□ハ豪傑デ御座りますと、是もくり返し

兩三度も申聞候、其人ノ名ハ尋も不致候、

又云、先年ノ被仰付ニて、一昨年ノ御屋敷かへ中々出来る事ニてなし、阿なた□対して出来ぬ筋也、夫レノ出来たといふハ、よくく先年ノ事ニ明りがよく入り、阿なた之誠ノ顯れた所じゃ、そふなふてハ中々先年ノ被仰付で、五年や十年や廿年ヤニ本へ戻る事、出来るものニてなしと、くり返し申聞候、

又云、文化五年、阿なたノ江戸御詰ノ時、実父半左衛門弘道館御目付勤居申候、大殿様江戸ニ御座被成、

一存ニて一封□□□、大略ハ、桜井良藏弘道館御預ケ

ハ重き儀、右ヲ長く江戸へ被差置□□御家中惣休之不

為メニ付、急々帰□被仰付候様と申趣意ニ御座候、同

役共甚□□□□、ケ様ノ事ヲ一考ニて一封申上ルト

いふハ誠ノ忠臣じゃ、以後ノ心得ニ見て置けと同役共

見セ□と申聞候、成程其所存当り候、文化五年三月御

跡ヲ罷越、明年御帰城ノ節罷帰心得、上も其御模様ニ

候処、急ニ十月廿六日御用人岡部長左衛門ヲ以、来月

廿一日出立罷帰候様被仰出、又重而御差出し被成ふニよつて先此度ハ帰国いたし候様御懇意有之、今更存当候也、

右正月十九日ノ条下ノ日記と見合すべし

磯野若き者へ手ヲ廻し、尻押しして事ヲ興し候事、此度よく分り候趣之語氣也、是も丁寧ニ申聞候、尤全折他言無之様ニと精々申聞候、是も道ノ興廃ヲ嘆息しての事也、其意可嘉、

（六） 四月十五日（瀬兵衛親戚ら、瀬兵衛との義絶を相談）

夕、田中伊兵衛来云、河野瀬兵衛明日ならハ朝、今日なら深夜生野ヲ請取来候、右ニ付渡辺角太夫私共近親なれとも、此度之取斗、甚不都束至極、此度御渡しニ付、公儀より渡辺角太夫公儀申出候事共ヲ御こたひ被仰出候ニ付、弥不都束知れ申候、上へ対し義絶可致、私共兄弟井上長兵衛など申合、いかか可有哉、右ニて筋ニ当り可申哉、尤ずつと此方ヲ手際ニ義絶申遣

可然哉、又は一応出入ノものニても遣し先方存念承候上、義絶可仕哉、愚按ニ落不申ニ付、何卒此決断被下候様ニと申聞候、我等答候は、私は御政事ニ似寄候事、惣而表立たる事ハとんと預り不申、蟄居中ハ神明ニ誓居候故、かたく御答ニ及不申候、

六 七月十九日 (宇野甚助宅に甚助を見舞)

五半比訪宇野甚助、甚助年来懇意ニ申聞、時々珍菓贈来□、眼病引込ニ付見舞且家福ノ祝ひニ豊水画、予所題者贈之、主人喜甚、其母出逢齡六十八云、拜孫太夫靈位久而去、孫太夫江戸定府ノ時見ニ参、其後不来屈指十年所也、我等と甚助とハ隠顯道を異ニスるゆへ訪来候は甚好不申候得とも、年来ノ深切難默止、十年ふりニ尋候也、志かし陰顯異候ゆへ此後ハ先尋不申心得也、

七 八月二十一日 (仙石左兵衛、役付に復帰)

今日仙石左兵衛殿御城代被仰付、十一年ぶりニ役付ノ由、今朝良岱来、話久之、

八 八月二十二日 (仙石左兵衛来訪、役付を吹聴)

今日仙石左兵衛殿御出、御通ニて、此間御役付之御吹聴、御丁寧被仰聞、一太郎厚誼殊之外喜被申候、十一年目、今朝は蘇生ノ心持とて喜バレ候、大殿様御在世御勘気御赦免と申は、無此上難有、十一年ノ間よき修行いたし、大分心得候事多しと被申候、予、慇懃と寛則得衆と之理、能々御味ひ候様申候、殊之外悦之、久閑談して帰被申候、頗有志之人ニ候也、

九 九月四日 (仙石久道逝去)

今朝大殿様御危篤ニ付、御目付以上出仕、其外惣代御機嫌伺有之、実は今暁七時過御逝去被遊候旨、井上源吾内々申聞候由、予も三十年蒙御懇意、近年来御目見も不致候へ共、遺憾之至、無申計候、いまた御弘メ

無之故、素読小音にて会読亦然、

夜、(吾妻与兵衛カ)五よ来云、(午之助)杉原官兵衛兼子、(杉原官兵衛兼子)杉原牛、(杉原官兵衛兼子)離縁之事、可痛心哉、

杳 九月二十三日 (対米閣取り壊し予告を受ける)

此夜和尚咄ニ、寺社奉行が対米閣取払候様御用番談之候旨申聞、何故取払候事や、一向分り不申旨被咄候故、我等ハ和尚様へ上ケ候事、取払なりと、打碎て薪ニ被成なりと思召次第と申笑ひ申候、今日謙藏来、其(弁上)通申候故、同様答候也、

* 対米閣は桜井良藏の屋敷々地内にあつたが、良藏が蟄居を命じられたとき宗鏡寺へ寄進を余儀なくされ、移築された。その場所近辺に仙石久道の墓地が造営されることになって、取壊しが命じられたのである。

3 仙石騒動発覚、弘道館講師締役に復帰

(1) 天保六年(一八〇歳)

杳 正月十九日 (荒木玄蕃らを入れる牢舎造作完了)

晩てつ来、(来賀のこと)同前、てつ云、今朝より出町牢三軒出来候よし、明日仕立ノ様被仰付なれと、明日ニハ出来不申ニ付、明後日迄ニ仕立候よし、町中ノもの皆々肝を潰し居候、夜前玄蕃様ノ私方へ古金類御払被成度持来、并ニ今日魚屋町にて玄蕃様ノ雑道具セリいたし居候、誠ニノモツタイナイ、涕ノこぼれる様ナ事と申聞候、夜亦七軒町よし来云、只今長谷川矢柄様へ参候ニ今朝ノ詰切にて昼も晩も弁当也、今夜五ツ過ならてハ帰るまいと仰ラレタ、牢屋ノ建ので出石中ノ大工集て居候と申聞候、矢柄ハ御普請奉行也、扱々長嘆息致候也、

杳 正月二十二日 (正啓、山村貞が良藏を称嘆するを語る)

晩、携籠天訪松浦正啓病、病少問談話久之而去、正啓云、山村貞殿、阿なたノ事ヲ被申候、良藏ハ先